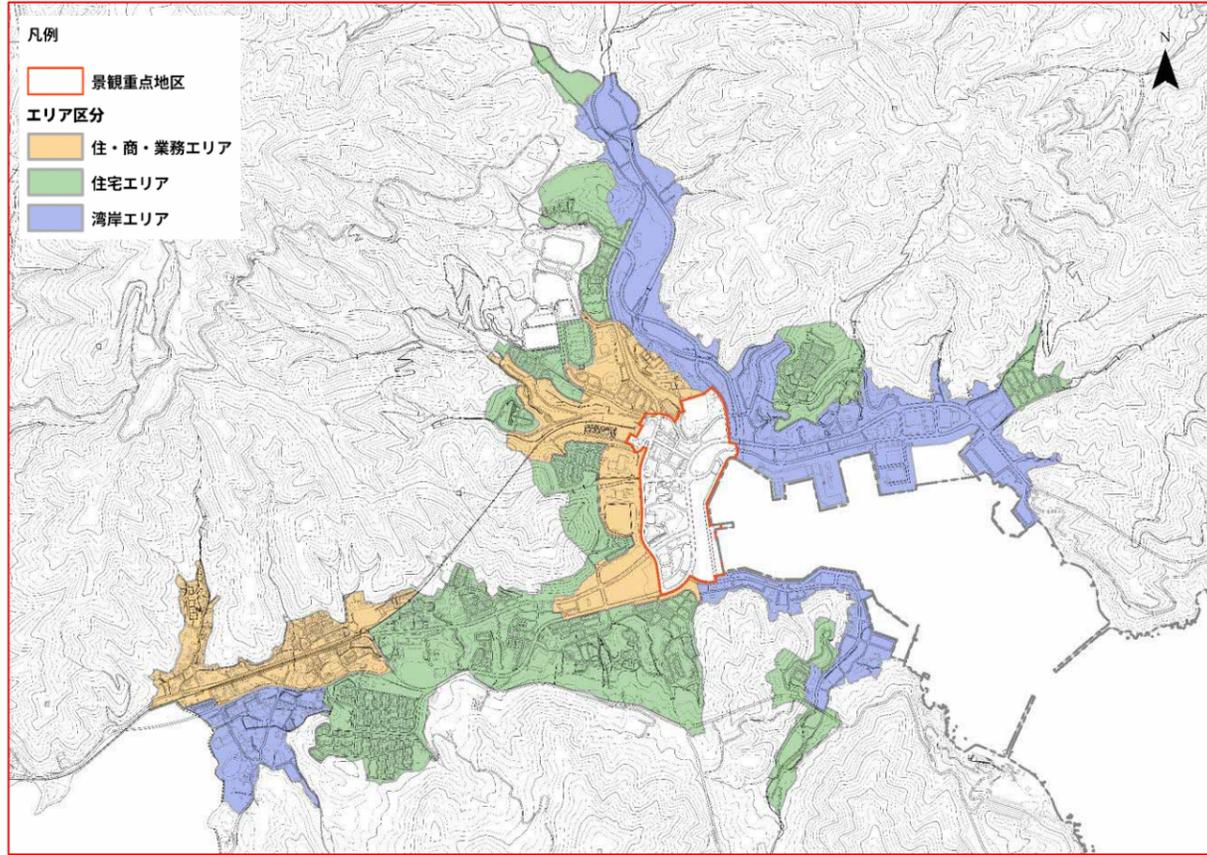


■ 女川町景観計画【新旧対照表】

新	旧	備考
<p data-bbox="507 625 982 695">女川町景観計画</p> <p data-bbox="602 1188 872 1304">令和8年2月 女川町</p> <p data-bbox="590 1419 834 1482"><u>令和7年4月：策定</u> <u>令和8年2月：改定</u></p>	<p data-bbox="1754 625 2228 695">女川町景観計画</p> <p data-bbox="1849 1188 2119 1304">令和7年4月 女川町</p> <p data-bbox="1837 1444 2080 1486">===== =====</p>	

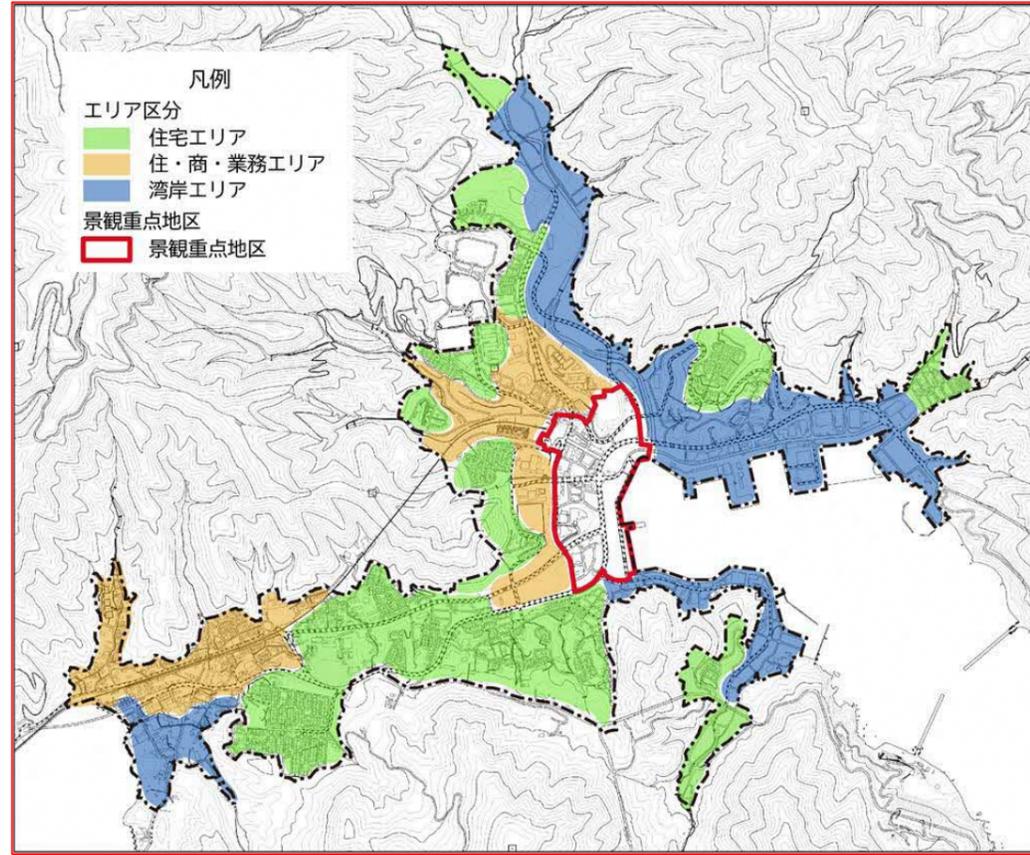
新

【エリア区分と景観重点地区】



旧

【エリア区分と景観重点地区】



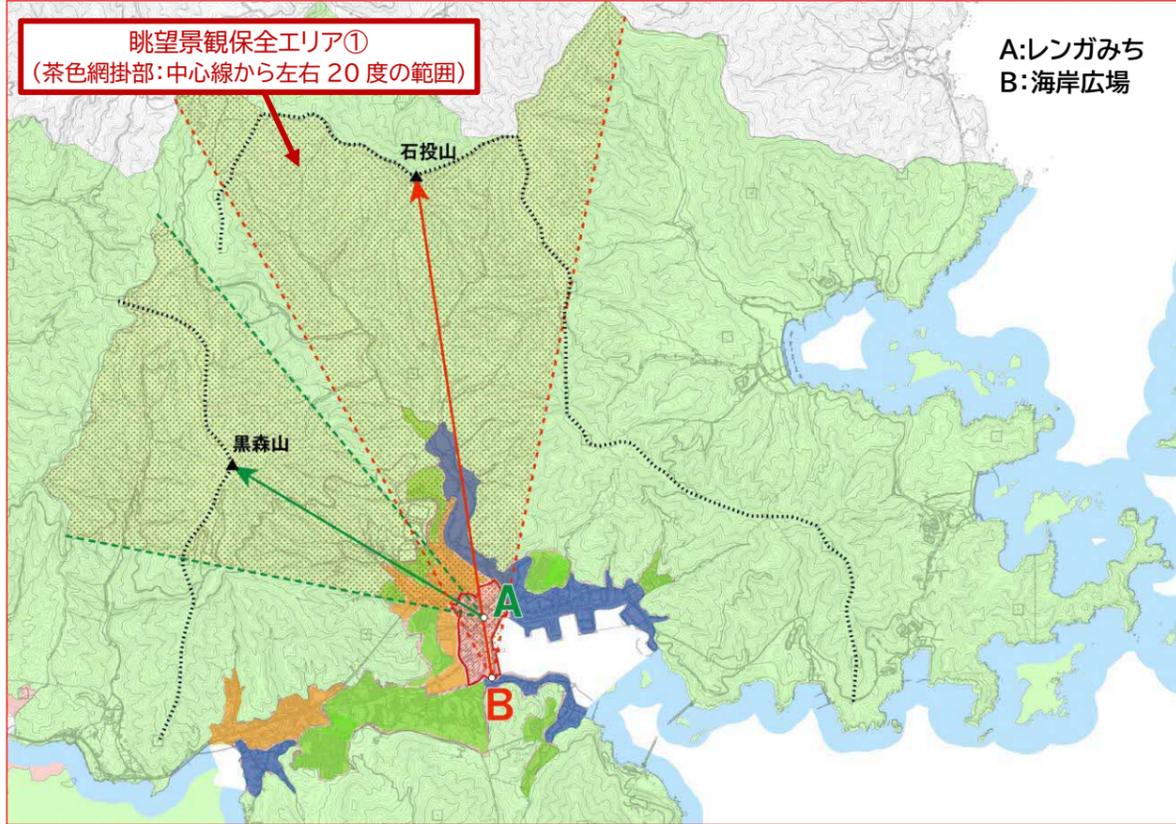
備考

景観計画【P21】

景観重点地区の図の調整

新

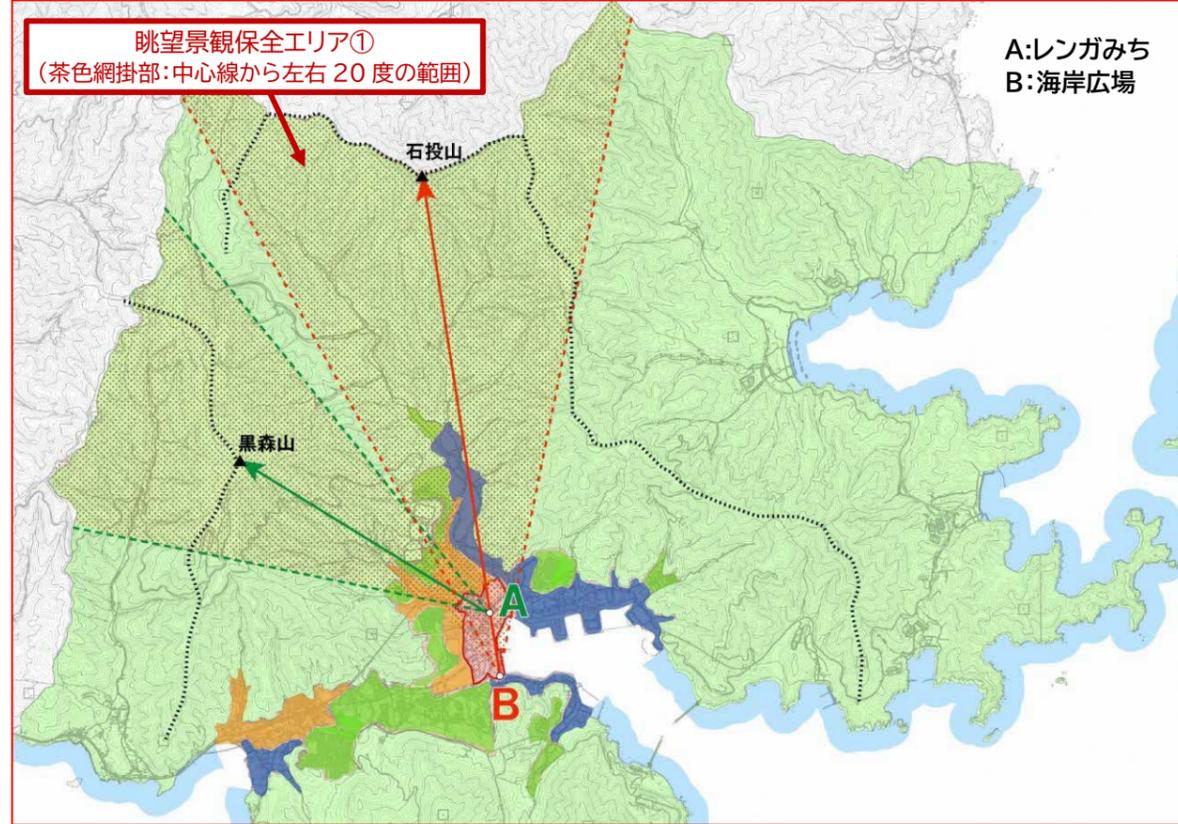
【山への眺望景観保全エリア①】



—省略—

旧

【山への眺望景観保全エリア①】



—省略—

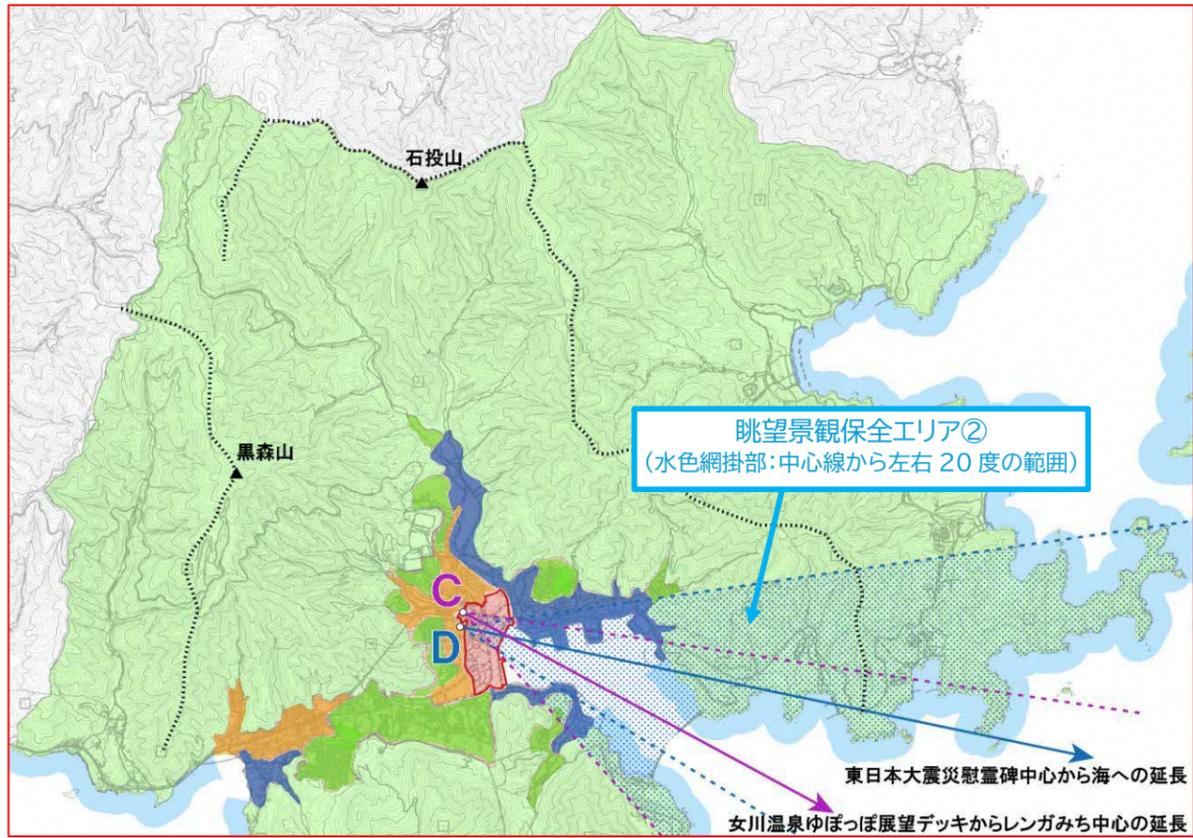
備考

景観計画【P22】

景観重点地区、眺望景観保全エリアの図の調整

新

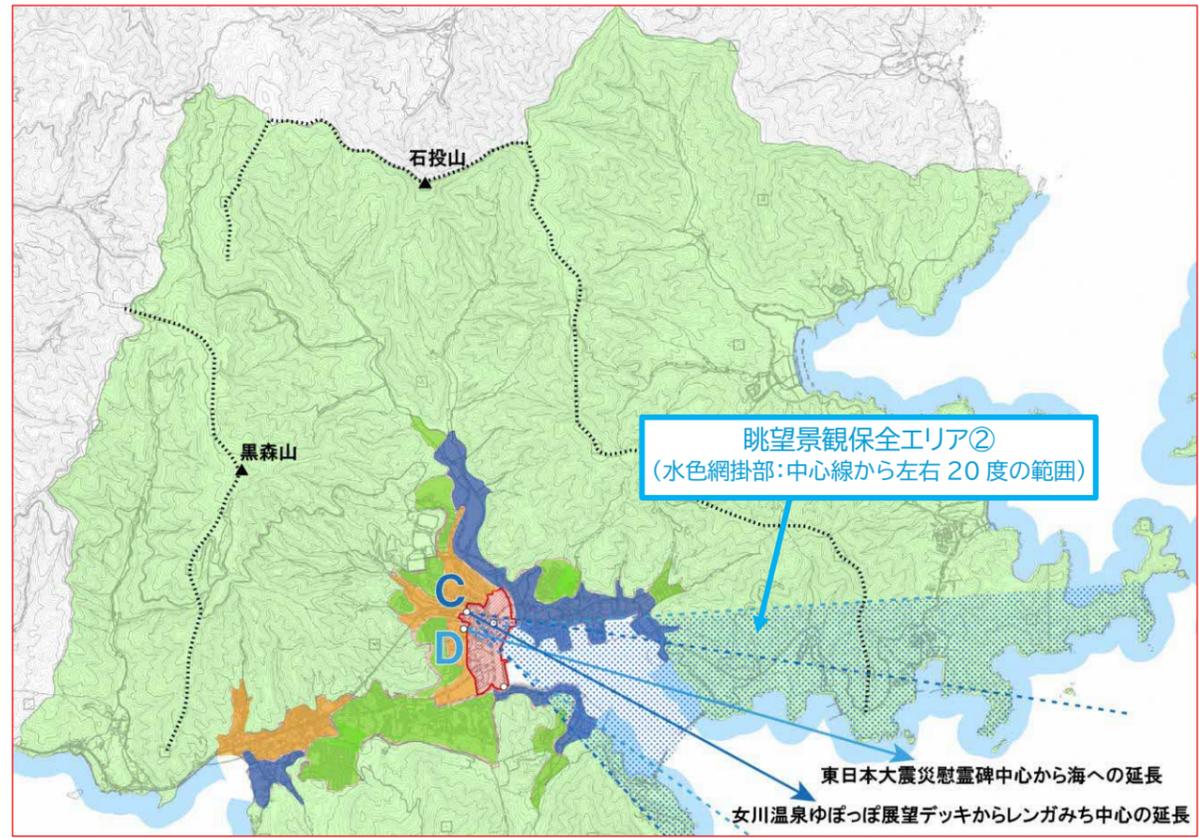
【海への眺望景観保全エリア②】



—省略—

旧

【海への眺望景観保全エリア②】



—省略—

備考

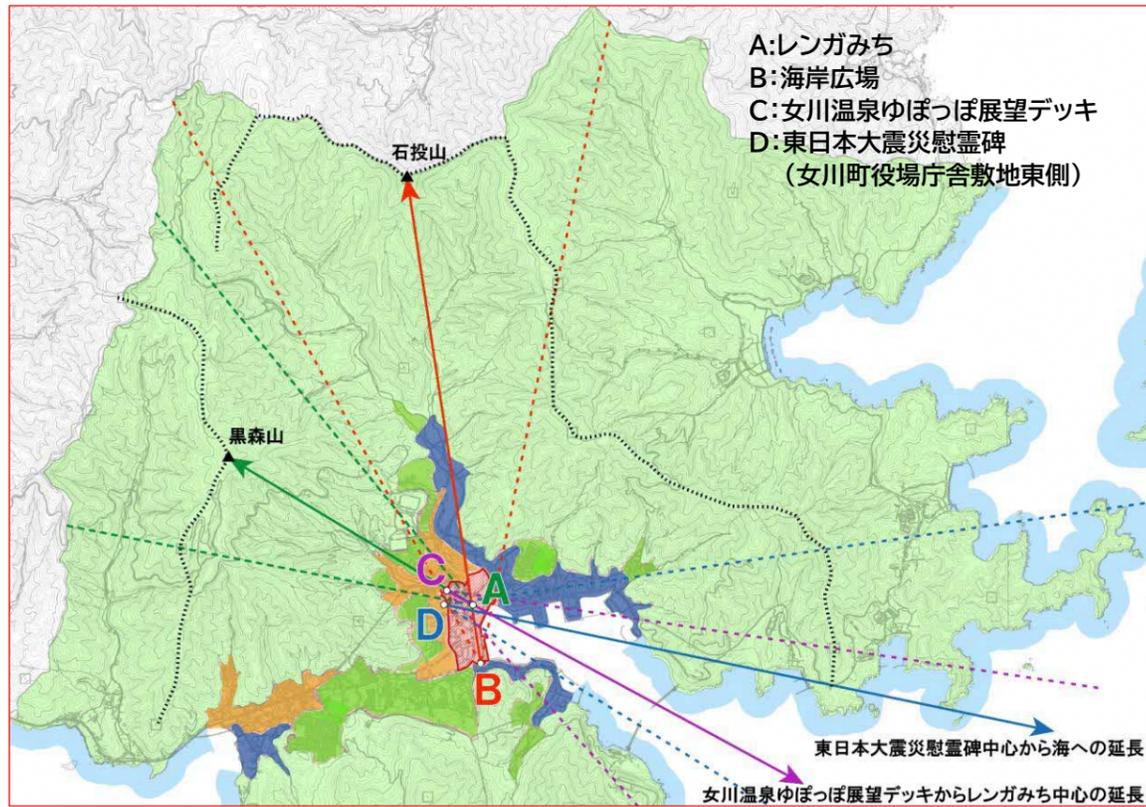
景観計画【P23】

景観重点地区、眺望景観保全エリアの図の調整

新

—省略—

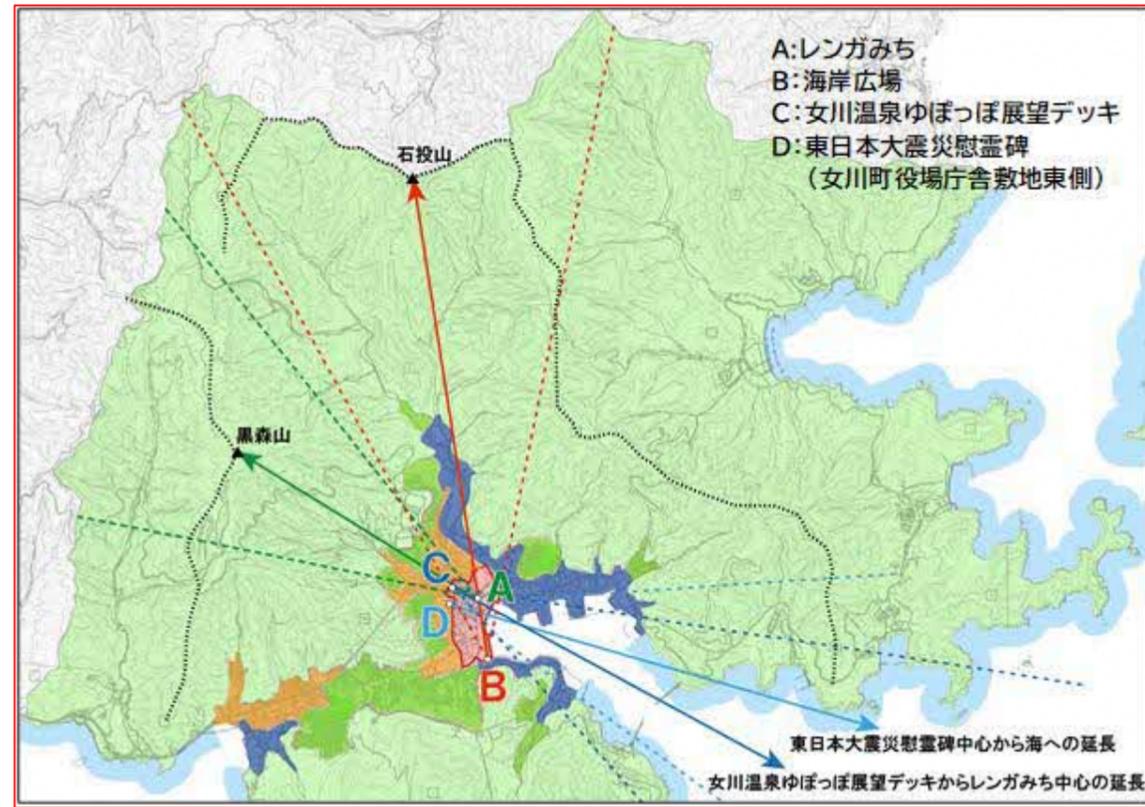
《眺望の範囲》



旧

—省略—

《眺望の範囲》



備考

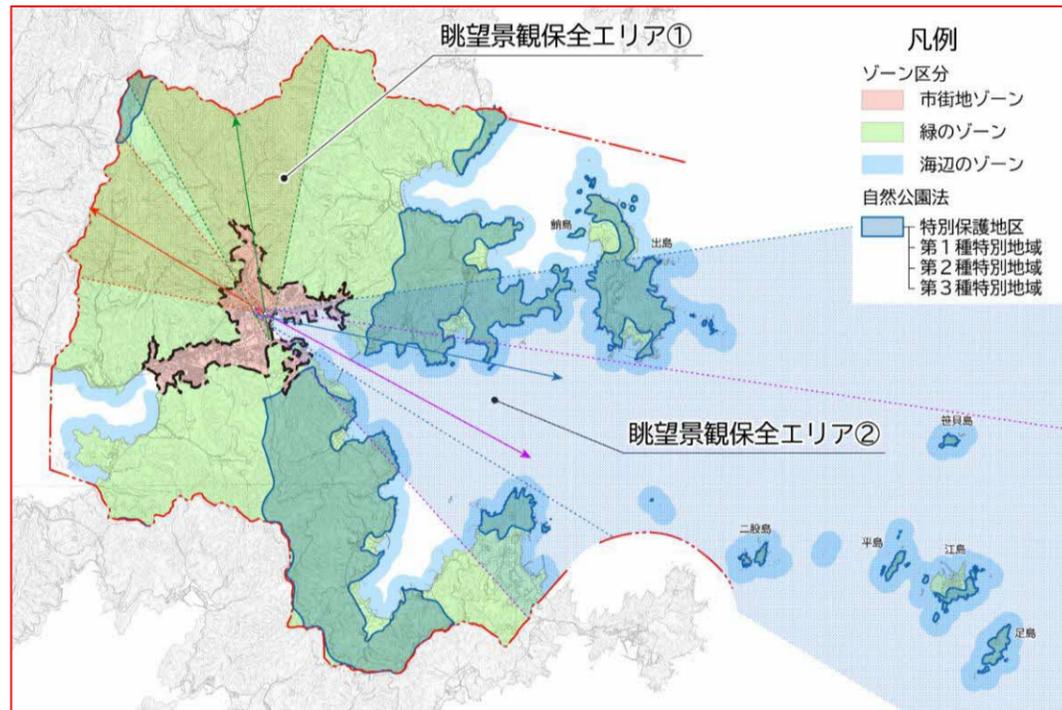
景観計画【P34】

景観重点地区、眺望景
観保全エリアの図の調
整

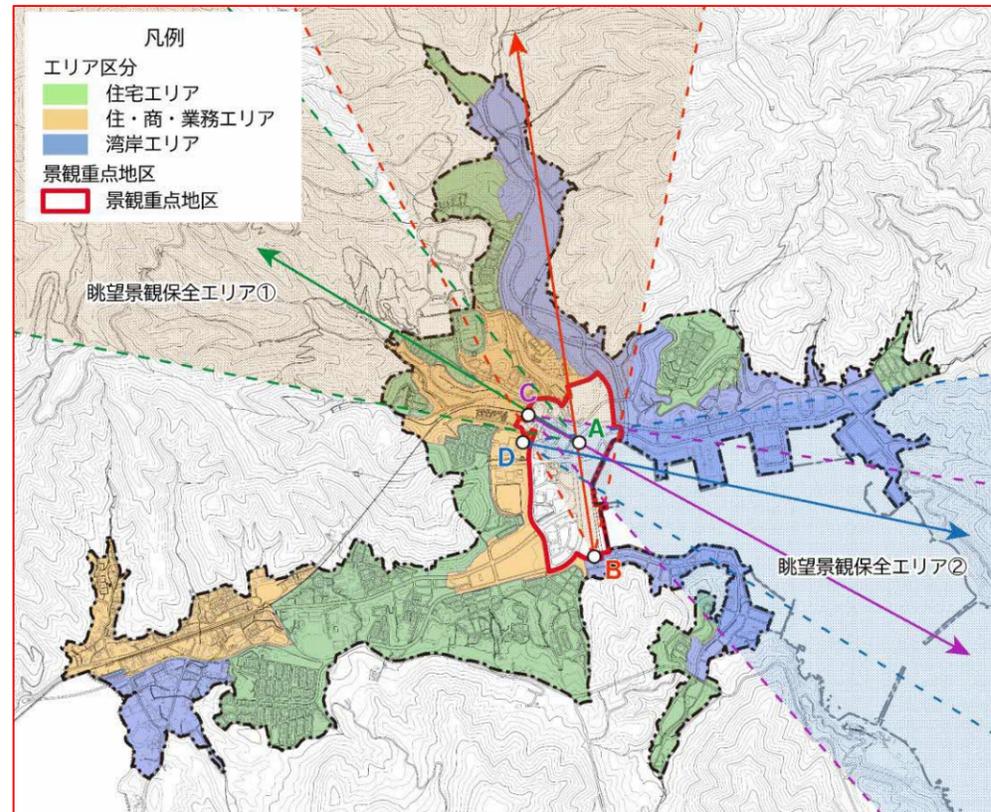
新			旧			備考																																																		
<ul style="list-style-type: none"> 自然公園法及び宮城県立自然公園条例の特別保護地区、特別地域における行為（当該地区等における建築物の新築等は別途、優れた風致景観を嚴重に維持するため法及び県条例に基づき許可制で行われるため） 			<ul style="list-style-type: none"> 自然公園法及び宮城県立自然公園条例の特別保護地区、特別地域における行為（当該地区等における建築物の新築等は別途、優れた風致景観を嚴重に維持するため法及び県条例に基づき許可制で行われるため） 			景観計画【P38】																																																		
■ 景観重点地区 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>届出対象行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建築物※</td> <td>新築、増築、改築若しくは移転</td> <td>建築確認申請が必要なもの</td> </tr> <tr> <td>外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</td> <td>外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2 以上のもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">工作物※</td> <td rowspan="2">・新設、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</td> <td>電力、通信柱</td> <td>高さ10m以上のもの</td> </tr> <tr> <td>電力、通信鉄塔</td> <td>高さ10m以上のもの</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>以下のいずれかのもの ・高さ10m以上となるもの（風力発電施設の場合はブレードを含む高さとする） ・築造面積100㎡以上となるもの ・工作物の確認申請が必要となるもの 外観を変更する場合は、上記のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2 以上のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）</td> <td>面積が100㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">木竹の伐採</td> <td>全伐の伐採面積が100㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">物件の堆積</td> <td>高さ2m以上かつ堆積面積100㎡以上のもの</td> </tr> </tbody> </table>			項目		届出対象行為		建築物※	新築、増築、改築若しくは移転	建築確認申請が必要なもの	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2 以上のもの	工作物※	・新設、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	電力、通信柱	高さ10m以上のもの	電力、通信鉄塔	高さ10m以上のもの	上記以外	以下のいずれかのもの ・高さ10m以上となるもの（風力発電施設の場合はブレードを含む高さとする） ・築造面積100㎡以上となるもの ・工作物の確認申請が必要となるもの 外観を変更する場合は、上記のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2 以上のもの	開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）		面積が100㎡以上のもの	木竹の伐採		全伐の伐採面積が100㎡以上のもの	物件の堆積		高さ2m以上かつ堆積面積100㎡以上のもの	■ 景観重点地区 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>届出対象行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建築物※</td> <td>新築、増築、改築若しくは移転</td> <td>建築確認申請が必要なもの</td> </tr> <tr> <td>外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</td> <td>外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2 以上のもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">工作物※</td> <td rowspan="2">・新設、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</td> <td>電力、通信柱</td> <td>高さ10m以上のもの</td> </tr> <tr> <td>電力、通信鉄塔</td> <td>高さ10m以上のもの</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>以下のいずれかのもの ・高さ10m以上となるもの（風力発電施設の場合はブレードを含む高さとする） ・築造面積100㎡以上となるもの ・工作物の確認申請が必要となるもの 外観を変更する場合は、上記のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2 以上のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）</td> <td>面積が100㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">木竹の伐採</td> <td>全伐の伐採面積が100㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">物の集積</td> <td>高さ2m以上かつ集積面積100㎡以上のもの</td> </tr> </tbody> </table>			項目		届出対象行為	建築物※	新築、増築、改築若しくは移転	建築確認申請が必要なもの	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2 以上のもの	工作物※	・新設、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	電力、通信柱	高さ10m以上のもの	電力、通信鉄塔	高さ10m以上のもの	上記以外	以下のいずれかのもの ・高さ10m以上となるもの（風力発電施設の場合はブレードを含む高さとする） ・築造面積100㎡以上となるもの ・工作物の確認申請が必要となるもの 外観を変更する場合は、上記のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2 以上のもの	開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）		面積が100㎡以上のもの	木竹の伐採		全伐の伐採面積が100㎡以上のもの	物の集積		高さ2m以上かつ集積面積100㎡以上のもの
項目		届出対象行為																																																						
建築物※	新築、増築、改築若しくは移転	建築確認申請が必要なもの																																																						
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2 以上のもの																																																						
工作物※	・新設、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	電力、通信柱	高さ10m以上のもの																																																					
		電力、通信鉄塔	高さ10m以上のもの																																																					
	上記以外	以下のいずれかのもの ・高さ10m以上となるもの（風力発電施設の場合はブレードを含む高さとする） ・築造面積100㎡以上となるもの ・工作物の確認申請が必要となるもの 外観を変更する場合は、上記のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2 以上のもの																																																						
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）		面積が100㎡以上のもの																																																						
木竹の伐採		全伐の伐採面積が100㎡以上のもの																																																						
物件の堆積		高さ2m以上かつ堆積面積100㎡以上のもの																																																						
項目		届出対象行為																																																						
建築物※	新築、増築、改築若しくは移転	建築確認申請が必要なもの																																																						
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2 以上のもの																																																						
工作物※	・新設、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	電力、通信柱	高さ10m以上のもの																																																					
		電力、通信鉄塔	高さ10m以上のもの																																																					
	上記以外	以下のいずれかのもの ・高さ10m以上となるもの（風力発電施設の場合はブレードを含む高さとする） ・築造面積100㎡以上となるもの ・工作物の確認申請が必要となるもの 外観を変更する場合は、上記のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2 以上のもの																																																						
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）		面積が100㎡以上のもの																																																						
木竹の伐採		全伐の伐採面積が100㎡以上のもの																																																						
物の集積		高さ2m以上かつ集積面積100㎡以上のもの																																																						
<p>※特定届出対象行為 景観法第17条第1項に基づき、形態意匠の制限に適合しない場合、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる行為（特定届出対象行為）は、上表に示す建築物の建築等及び工作物の新設等の行為とします。</p> <p>なお、これらの行為のうち、次の行為については対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の新設等 仮設の工作物の新設等 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 上記の他通常管理行為、軽易な行為その他の行為で景観法施行令第8条に掲げる行為 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 			<p>※特定届出対象行為 景観法第17条第1項に基づき、形態意匠の制限に適合しない場合、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる行為（特定届出対象行為）は、上表に示す建築物の建築等及び工作物の新設等の行為とします。</p> <p>なお、これらの行為のうち、次の行為については対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の新設等 仮設の工作物の新設等 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 上記の他通常管理行為、軽易な行為その他の行為で景観法施行令第8条に掲げる行為 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 																																																					

新

《景観計画区域とゾーン区分》

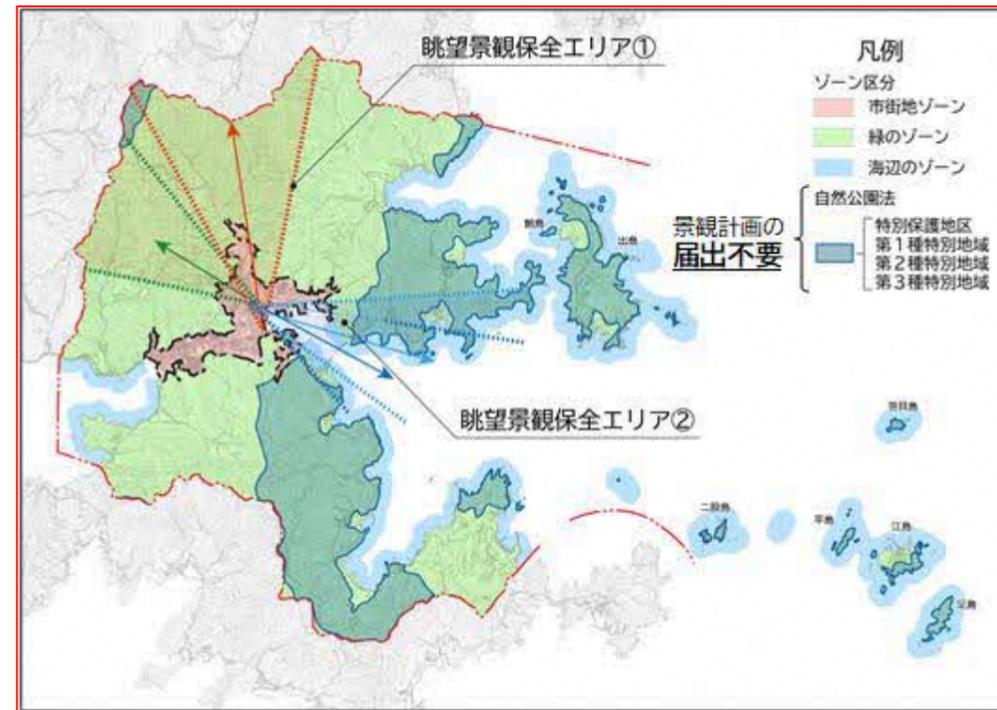


《エリア区分と景観重点地区及び眺望景観保全エリア（拡大図）》

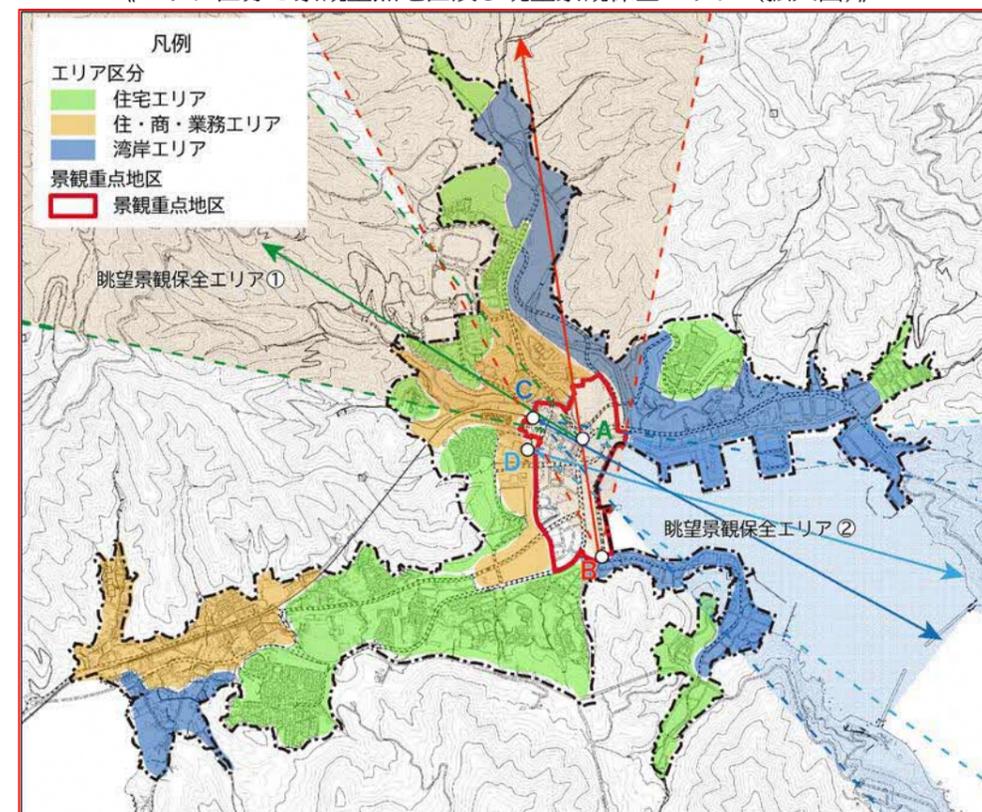


旧

《景観計画区域とゾーン区分》



《エリア区分と景観重点地区及び眺望景観保全エリア（拡大図）》



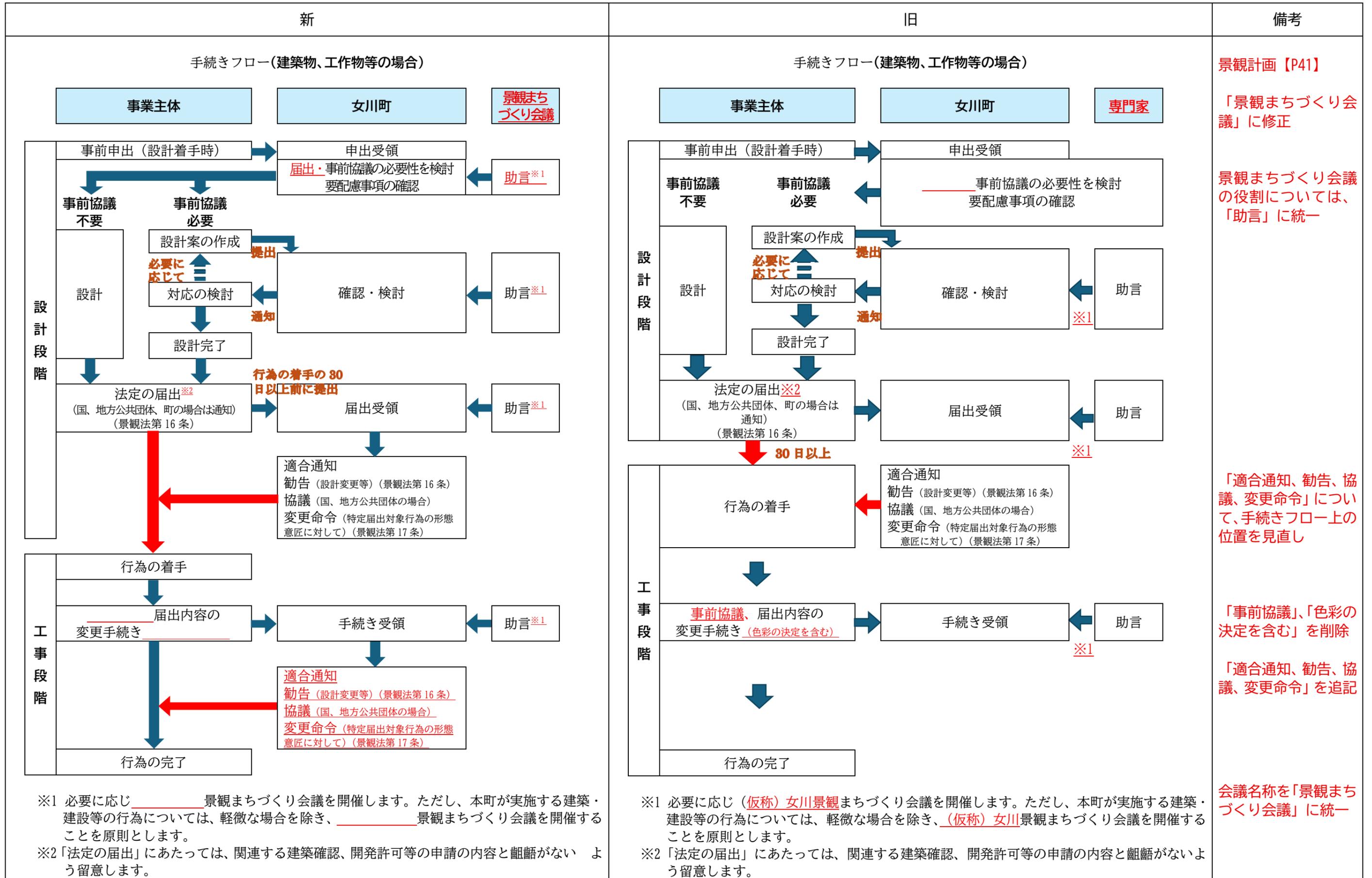
備考

景観計画【P39】

景観重点地区、眺望景観保全エリアの図の調整

景観重点地区、眺望景観保全エリアの図の調整

新	旧	備考
<p>2. 事前協議制度</p> <p>景観法の規定による届出は、行為着手の30日前と定められており、その時点では通常、設計が完了しているため、景観形成基準への適合の協議や指導を実施するのは難しい場合があります。そのため、本町では事前協議制度を設け、景観行政団体である女川町と事業主体とが、設計の検討段階において景観形成基準への適合について協議を行うこととします。協議にあたっては、景観に関する専門家から助言を受けることができるものとし、将来に渡って質が高く一貫性のある都市デザインを目指します。</p> <p>① 事前申出</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出対象となる行為を行う事業者は、計画や設計の着手時に、事業の場所や建築物等の主要用途等を町へ申出ることとします。 <p>② 設計段階</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、設計段階では、形態、意匠、配置などについて、女川町景観計画に基づき助言を行います。 事業主体は、次のとおり必要な書類を作成し、町へ提出することとします。 事業内容、事業コンセプト、景観への配慮、現況写真、付近見取図（位置図）、配置図、平面図、立面図、イメージパース、色彩計画図 町は、専門家からの助言を踏まえた調整内容を事業主体へ書面で通知します。必要に応じ、専門家から助言を受ける場合に開催する <u> </u> 景観<u>まち</u>づくり会議への出席を要請することがあります。 <p>③ 設計完了</p> <p>④ 法定の届出</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体は景観法第16条に規定する届出を行います。 <p>⑤ 行為に着手</p> <ul style="list-style-type: none"> 町が法定の届出を受理してから30日を経過した後に行為に着手しなければなりません。 届出内容が景観計画に適合している場合、町の判断で行為の着手制限を解除する場合があります。（景観法第18条） <p>⑥ 工事施工段階</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定の届出後に色彩計画を変更する場合は、当該工事の着手前に届出を行います。 事業主体は、必要な書類を作成し、町へ提出することとします。景観法に基づく届出は、行為着手の30日前までと定められていますが、良好な景観を形成するには短期間であることから、あらかじめ町と事業者等が事前相談及び事前協議を行う仕組みを設けます。 	<p>2. 事前協議制度</p> <p>景観法の規定による届出は、行為着手の30日前と定められており、その時点では通常、設計が完了しているため、景観形成基準への適合の協議や指導を実施するのは難しい場合があります。そのため、本町では事前協議制度を設け、景観行政団体である女川町と事業主体とが、設計の検討段階において景観形成基準への適合について協議を行うこととします。協議にあたっては、景観に関する専門家から助言を受けることができるものとし、将来に渡って質が高く一貫性のある都市デザインを目指します。</p> <p>1 事前申出</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出対象となる行為を行う事業者は、計画や設計の着手時に、事業の場所や建築物等の主要用途等を町へ申出ることとします。 <p>② 設計段階</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、設計段階では、形態、意匠、配置などについて、女川町景観計画に基づき助言を行います。 事業主体は、次のとおり必要な書類を作成し、町へ提出することとします。 事業内容、事業コンセプト、景観への配慮、現況写真、付近見取図（位置図）、配置図、平面図、立面図、イメージパース、色彩計画図 町は、専門家からの助言を踏まえた調整内容を事業主体へ書面で通知します。必要に応じ、専門家から助言を受ける場合に開催する <u>(仮)女川町景観街</u> づくり会議への出席を要請することがあります。 <p>③ 設計完了</p> <p>④ 法定の届出</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体は景観法第16条に規定する届出を行います。 <p>⑤ 行為に着手</p> <ul style="list-style-type: none"> 町が法定の届出を受理してから30日を経過した後に行為に着手しなければなりません。 届出内容が景観計画に適合している場合、町の判断で行為の着手制限を解除する場合があります。（景観法第18条） <p>⑥ 工事施工段階</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定の届出後に色彩計画を変更する場合は、当該工事の着手前に届出を行います。 事業主体は、必要な書類を作成し、町へ提出することとします。景観法に基づく届出は、行為着手の30日前までと定められていますが、良好な景観を形成するには短期間であることから、あらかじめ町と事業者等が事前相談及び事前協議を行う仕組みを設けます。 	<p>景観計画【P40】</p> <p>名称を「景観まちづくり会議」に統一</p>



新	旧	備考																																																										
<p>3. 景観形成基準</p> <p>本計画における景観形成基準は、景観形成の方針を基に、町域全体をゾーン・エリアに区分して定めます。</p> <p>(1) 緑のゾーン、海辺のゾーン</p> <p>緑のゾーン及び海辺のゾーンの景観形成基準は、以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="166 499 1282 1835"> <thead> <tr> <th>行為</th> <th>項目</th> <th>景観形成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建築物</td> <td>形態・意匠</td> <td>・屋根及び壁面の形態・意匠は、自然との調和を乱さないものとします。</td> </tr> <tr> <td>色彩</td> <td>・屋根及び壁面の色彩は自然との調和を乱さないものとします。 ・外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。 <table border="1" data-bbox="727 682 1092 779"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>5R~5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4 以下</td> </tr> </table> ・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の20%以下の範囲で使用できるものとします。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">工作物(太陽光発電設備、風力発電設備を含む)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>形態・意匠</td> <td>・周辺の風致景観と不調和でない形態とします。</td> </tr> <tr> <td>色彩</td> <td>・周辺景観に調和するよう努めます。 ・素地のまま^{注1}とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建築物及び工作物(太陽光発電設備、風力発電設備を含む)</td> <td>配置・位置・高さ ※眺望景観保全エリア内に限る</td> <td>[眺望景観保全エリア①] ・視点場^{注2}A(レンガみち)から見て、女川温泉ゆぼっぽの高さを超えて黒森山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場 A(レンガみち)から見て、黒森山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場 B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えて石投山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場 B(海岸広場)から見て、石投山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 [眺望景観保全エリア②] ・視点場 C(女川温泉ゆぼっぽ)展望デッキから見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場 D(東日本大震災慰霊碑)から見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</td> </tr> <tr> <td>配置・規模・形態 緑化等</td> <td>・周辺景観に調和し、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。 ・法面は可能な限り植生の再生に努め、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。</td> </tr> <tr> <td>開発行為・木竹の伐採 ※眺望景観保全エリア内に限る</td> <td>配置・規模・形態 緑化等</td> <td>・周辺景観に調和し、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。 ・法面は可能な限り植生の再生に努め、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{注1} 素地のまま：使用される建設材料が本来持つ自然な色のこと。石材や木材などの自然素材の色や、コンクリート打放し仕上げにおけるコンクリートの色など。 ^{注2} 視点場 A~D:p.22 及び p.23 を参照</p>	行為	項目	景観形成基準	建築物	形態・意匠	・屋根及び壁面の形態・意匠は、自然との調和を乱さないものとします。	色彩	・屋根及び壁面の色彩は自然との調和を乱さないものとします。 ・外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。 <table border="1" data-bbox="727 682 1092 779"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>5R~5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4 以下</td> </tr> </table> ・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の20%以下の範囲で使用できるものとします。	色相	彩度	5R~5Y	6 以下	その他	4 以下	工作物(太陽光発電設備、風力発電設備を含む)	(削除)	(削除)	形態・意匠	・周辺の風致景観と不調和でない形態とします。	色彩	・周辺景観に調和するよう努めます。 ・素地のまま ^{注1} とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。	建築物及び工作物(太陽光発電設備、風力発電設備を含む)	配置・位置・高さ ※眺望景観保全エリア内に限る	[眺望景観保全エリア①] ・視点場 ^{注2} A(レンガみち)から見て、女川温泉ゆぼっぽの高さを超えて黒森山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場 A(レンガみち)から見て、黒森山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場 B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えて石投山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場 B(海岸広場)から見て、石投山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 [眺望景観保全エリア②] ・視点場 C(女川温泉ゆぼっぽ)展望デッキから見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場 D(東日本大震災慰霊碑)から見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。	配置・規模・形態 緑化等	・周辺景観に調和し、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。 ・法面は可能な限り植生の再生に努め、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。	開発行為・木竹の伐採 ※眺望景観保全エリア内に限る	配置・規模・形態 緑化等	・周辺景観に調和し、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。 ・法面は可能な限り植生の再生に努め、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。	<p>3. 景観形成基準</p> <p>本計画における景観形成基準は、景観形成の方針を基に、町域全体をゾーン・エリアに区分して定めます。</p> <p>(1) 緑のゾーン、海辺のゾーン</p> <p>緑のゾーン及び海辺のゾーンの景観形成基準は、以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1406 499 2522 1835"> <thead> <tr> <th>行為</th> <th>項目</th> <th>景観形成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建築物</td> <td>形態・意匠</td> <td>・屋根及び壁面の形態・意匠は、自然との調和を乱さないものとします。</td> </tr> <tr> <td>色彩</td> <td>・屋根及び壁面の色彩は自然との調和を乱さないものとします。 ・外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。 <table border="1" data-bbox="1967 682 2332 779"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>5R~5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4 以下</td> </tr> </table> ・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の20%以下の範囲で使用できるものとします。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">工作物(太陽光発電設備、風力発電設備を含む)</td> <td>配置・位置 ※眺望保全エリア内に限る</td> <td>[眺望保全エリア①] ・視点場^{注2}A(レンガみち)から見て、女川温泉ゆぼっぽを超えて黒森山の山肌の緑を阻害しない配置・位置に配慮します。 ・視点場 B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えて石投山の山肌の緑を阻害しない配置・位置に配慮します。</td> </tr> <tr> <td>形態・意匠</td> <td>・周辺の風致景観と不調和でない形態とします。</td> </tr> <tr> <td>色彩</td> <td>・周辺景観に調和するよう努めます。 ・素地のまま^{注1}とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建築物及び工作物(太陽光発電設備、風力発電設備を含む)</td> <td>高さ ※眺望保全エリア内に限る</td> <td>[眺望 保全エリア①] ・視点場 A(レンガみち)から見て、女川温泉ゆぼっぽを越えない高さに配慮します。 ・同様に、視点場 A(レンガみち)から見て、黒森山の稜線を阻害しない高さに配慮します。 ・視点場 B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを越えない高さに配慮します。 ・同様に、視点場 B(海岸広場)から見て、石投山の稜線を阻害しない高さに配慮します。 [眺望 保全エリア②] ・視点場 C(女川温泉ゆぼっぽ)展望デッキから見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない高さに配慮します。 ・視点場 D(東日本大震災慰霊碑)から見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない高さに配慮します。</td> </tr> <tr> <td>配置・規模・形態 緑化等</td> <td>・周辺景観に調和し、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。 ・法面は可能な限り植生の再生に努め、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。</td> </tr> <tr> <td>開発行為・木竹の伐採 ※眺望保全エリア内に限る</td> <td>配置・規模・形態 緑化等</td> <td>・周辺景観に調和し、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。 ・法面は可能な限り植生の再生に努め、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{注1} 素地のまま：使用される建設材料が本来持つ自然な色のこと。石材や木材などの自然素材の色や、コンクリート打放し仕上げにおけるコンクリートの色など。 ^{注2} 視点場 A~D:p.22 及び p.23 を参照</p>	行為	項目	景観形成基準	建築物	形態・意匠	・屋根及び壁面の形態・意匠は、自然との調和を乱さないものとします。	色彩	・屋根及び壁面の色彩は自然との調和を乱さないものとします。 ・外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。 <table border="1" data-bbox="1967 682 2332 779"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>5R~5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4 以下</td> </tr> </table> ・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の20%以下の範囲で使用できるものとします。	色相	彩度	5R~5Y	6 以下	その他	4 以下	工作物(太陽光発電設備、風力発電設備を含む)	配置・位置 ※眺望保全エリア内に限る	[眺望保全エリア①] ・視点場 ^{注2} A(レンガみち)から見て、女川温泉ゆぼっぽを超えて黒森山の山肌の緑を阻害しない配置・位置に配慮します。 ・視点場 B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えて石投山の山肌の緑を阻害しない配置・位置に配慮します。	形態・意匠	・周辺の風致景観と不調和でない形態とします。	色彩	・周辺景観に調和するよう努めます。 ・素地のまま ^{注1} とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。	建築物及び工作物(太陽光発電設備、風力発電設備を含む)	高さ ※眺望保全エリア内に限る	[眺望 保全エリア①] ・視点場 A(レンガみち)から見て、女川温泉ゆぼっぽを越えない高さに配慮します。 ・同様に、視点場 A(レンガみち)から見て、黒森山の稜線を阻害しない高さに配慮します。 ・視点場 B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを越えない高さに配慮します。 ・同様に、視点場 B(海岸広場)から見て、石投山の稜線を阻害しない高さに配慮します。 [眺望 保全エリア②] ・視点場 C(女川温泉ゆぼっぽ)展望デッキから見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない高さに配慮します。 ・視点場 D(東日本大震災慰霊碑)から見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない高さに配慮します。	配置・規模・形態 緑化等	・周辺景観に調和し、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。 ・法面は可能な限り植生の再生に努め、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。	開発行為・木竹の伐採 ※眺望保全エリア内に限る	配置・規模・形態 緑化等	・周辺景観に調和し、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。 ・法面は可能な限り植生の再生に努め、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。	<p>景観計画【P42】</p> <p>視点場A・Bにおいては、「工作物の配置・位置」と「建築物及び工作物の高さ」の項目を「建築物及び工作物の配置・位置・高さ」に統合して修正</p> <p>視点場C・Dにおいては、「配置・位置」を追記</p>
行為	項目	景観形成基準																																																										
建築物	形態・意匠	・屋根及び壁面の形態・意匠は、自然との調和を乱さないものとします。																																																										
	色彩	・屋根及び壁面の色彩は自然との調和を乱さないものとします。 ・外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。 <table border="1" data-bbox="727 682 1092 779"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>5R~5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4 以下</td> </tr> </table> ・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の20%以下の範囲で使用できるものとします。	色相	彩度	5R~5Y	6 以下	その他	4 以下																																																				
色相	彩度																																																											
5R~5Y	6 以下																																																											
その他	4 以下																																																											
工作物(太陽光発電設備、風力発電設備を含む)	(削除)	(削除)																																																										
	形態・意匠	・周辺の風致景観と不調和でない形態とします。																																																										
	色彩	・周辺景観に調和するよう努めます。 ・素地のまま ^{注1} とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。																																																										
建築物及び工作物(太陽光発電設備、風力発電設備を含む)	配置・位置・高さ ※眺望景観保全エリア内に限る	[眺望景観保全エリア①] ・視点場 ^{注2} A(レンガみち)から見て、女川温泉ゆぼっぽの高さを超えて黒森山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場 A(レンガみち)から見て、黒森山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場 B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えて石投山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場 B(海岸広場)から見て、石投山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 [眺望景観保全エリア②] ・視点場 C(女川温泉ゆぼっぽ)展望デッキから見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場 D(東日本大震災慰霊碑)から見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。																																																										
	配置・規模・形態 緑化等	・周辺景観に調和し、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。 ・法面は可能な限り植生の再生に努め、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。																																																										
開発行為・木竹の伐採 ※眺望景観保全エリア内に限る	配置・規模・形態 緑化等	・周辺景観に調和し、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。 ・法面は可能な限り植生の再生に努め、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。																																																										
行為	項目	景観形成基準																																																										
建築物	形態・意匠	・屋根及び壁面の形態・意匠は、自然との調和を乱さないものとします。																																																										
	色彩	・屋根及び壁面の色彩は自然との調和を乱さないものとします。 ・外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。 <table border="1" data-bbox="1967 682 2332 779"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>5R~5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4 以下</td> </tr> </table> ・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の20%以下の範囲で使用できるものとします。	色相	彩度	5R~5Y	6 以下	その他	4 以下																																																				
色相	彩度																																																											
5R~5Y	6 以下																																																											
その他	4 以下																																																											
工作物(太陽光発電設備、風力発電設備を含む)	配置・位置 ※眺望保全エリア内に限る	[眺望保全エリア①] ・視点場 ^{注2} A(レンガみち)から見て、女川温泉ゆぼっぽを超えて黒森山の山肌の緑を阻害しない配置・位置に配慮します。 ・視点場 B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えて石投山の山肌の緑を阻害しない配置・位置に配慮します。																																																										
	形態・意匠	・周辺の風致景観と不調和でない形態とします。																																																										
	色彩	・周辺景観に調和するよう努めます。 ・素地のまま ^{注1} とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。																																																										
建築物及び工作物(太陽光発電設備、風力発電設備を含む)	高さ ※眺望保全エリア内に限る	[眺望 保全エリア①] ・視点場 A(レンガみち)から見て、女川温泉ゆぼっぽを越えない高さに配慮します。 ・同様に、視点場 A(レンガみち)から見て、黒森山の稜線を阻害しない高さに配慮します。 ・視点場 B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを越えない高さに配慮します。 ・同様に、視点場 B(海岸広場)から見て、石投山の稜線を阻害しない高さに配慮します。 [眺望 保全エリア②] ・視点場 C(女川温泉ゆぼっぽ)展望デッキから見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない高さに配慮します。 ・視点場 D(東日本大震災慰霊碑)から見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない高さに配慮します。																																																										
	配置・規模・形態 緑化等	・周辺景観に調和し、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。 ・法面は可能な限り植生の再生に努め、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。																																																										
開発行為・木竹の伐採 ※眺望保全エリア内に限る	配置・規模・形態 緑化等	・周辺景観に調和し、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。 ・法面は可能な限り植生の再生に努め、視点場からの眺望景観の保全に配慮します。																																																										

新	旧	備考																																																				
<p>(2) 市街地ゾーン（景観重点地区を除く）</p> <p>1) 住宅エリア、住・商・業務エリア</p> <p>住宅エリア、住・商・業務エリアの景観形成基準は、以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="172 415 1231 1738"> <thead> <tr> <th>行為</th> <th>項目</th> <th>景観形成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">建築物</td> <td>配置・位置</td> <td>・建物の壁面線は敷地境界から後退させ、ゆとりのあるまちなみを創出します。</td> </tr> <tr> <td>形態・意匠</td> <td>・屋根及び壁面の形態・意匠は、周囲と調和したものとします。</td> </tr> <tr> <td>外構・緑化等</td> <td>・敷地外から見える箇所の緑化に努めます。 ・道路との境界は開放的なしつらえとし、圧迫感を軽減します。</td> </tr> <tr> <td>色彩</td> <td>・周辺環境と調和するよう、壁面・屋根の色と素材に配慮します。 ・外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。 <table border="1" data-bbox="727 892 1092 997"> <tr><td>色相</td><td>彩度</td></tr> <tr><td>5R～5Y</td><td>6 以下</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4 以下</td></tr> </table> ・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の20%以下の範囲で使用できるものとします。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工作物</td> <td>形態・意匠</td> <td>・周囲から突出する奇抜な形態・意匠は避け、周囲との調和に配慮します。</td> </tr> <tr> <td>色彩</td> <td>・周辺景観に調和するよう努めます。 ・素地のまま^{注1}とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色(ダークグレー)又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。</td> </tr> <tr> <td>建築物及び工作物 (風力発電設備を含む) ※眺望景観保全エリア内に限る</td> <td>配置・位置・高さ</td> <td>[眺望景観保全エリア①] ・視点場^{注2}A(レンガみち)から見て、女川温泉ゆぼっぼの高さを超えて黒森山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・<u> </u>視点場 A(レンガみち)から見て、黒森山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えて石投山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・<u> </u>視点場B(海岸広場)から見て、石投山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{注1} 素地のまま:使用される建設材料が本来持つ自然な色のこと。石材や木材などの自然素材の色や、コンクリート打放し仕上げにおけるコンクリートの色など。 ^{注2} 視点場 A～D:p.22 及び p.23 を参照</p>	行為	項目	景観形成基準	建築物	配置・位置	・建物の壁面線は敷地境界から後退させ、ゆとりのあるまちなみを創出します。	形態・意匠	・屋根及び壁面の形態・意匠は、周囲と調和したものとします。	外構・緑化等	・敷地外から見える箇所の緑化に努めます。 ・道路との境界は開放的なしつらえとし、圧迫感を軽減します。	色彩	・周辺環境と調和するよう、壁面・屋根の色と素材に配慮します。 ・外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。 <table border="1" data-bbox="727 892 1092 997"> <tr><td>色相</td><td>彩度</td></tr> <tr><td>5R～5Y</td><td>6 以下</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4 以下</td></tr> </table> ・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の20%以下の範囲で使用できるものとします。	色相	彩度	5R～5Y	6 以下	その他	4 以下	工作物	形態・意匠	・周囲から突出する奇抜な形態・意匠は避け、周囲との調和に配慮します。	色彩	・周辺景観に調和するよう努めます。 ・素地のまま ^{注1} とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色(ダークグレー)又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。	建築物及び工作物 (風力発電設備を含む) ※眺望景観保全エリア内に限る	配置・位置・高さ	[眺望景観保全エリア①] ・視点場 ^{注2} A(レンガみち)から見て、女川温泉ゆぼっぼの高さを超えて黒森山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・ <u> </u> 視点場 A(レンガみち)から見て、黒森山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えて石投山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・ <u> </u> 視点場B(海岸広場)から見て、石投山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。	<p>(2) 市街地ゾーン（景観重点地区を除く）</p> <p>1) 住宅エリア、住・商・業務エリア</p> <p>住宅エリア、住・商・業務エリアの景観形成基準は、以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1409 415 2469 1738"> <thead> <tr> <th>行為</th> <th>項目</th> <th>景観形成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">建築物</td> <td>配置・位置</td> <td>・建物の壁面線は敷地境界から後退させ、ゆとりのあるまちなみを創出します。</td> </tr> <tr> <td>形態・意匠</td> <td>・屋根及び壁面の形態・意匠は、周囲と調和したものとします。</td> </tr> <tr> <td>外構・緑化等</td> <td>・敷地外から見える箇所の緑化に努めます。 ・道路との境界は開放的なしつらえとし、圧迫感を軽減します。</td> </tr> <tr> <td>色彩</td> <td>・周辺環境と調和するよう、壁面・屋根の色と素材に配慮します。 ・外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。 <table border="1" data-bbox="1964 892 2329 997"> <tr><td>色相</td><td>彩度</td></tr> <tr><td>5R～5Y</td><td>6 以下</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4 以下</td></tr> </table> ・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の20%以下の範囲で使用できるものとします。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工作物</td> <td>形態・意匠</td> <td>・周囲から突出する奇抜な形態・意匠は避け、周囲との調和に配慮します。</td> </tr> <tr> <td>色彩</td> <td>・周辺景観に調和するよう努めます。 ・素地のまま[※]とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色(ダークグレー)又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。</td> </tr> <tr> <td>建築物及び工作物 (風力発電設備を含む) ※眺望<u> </u>保全エリア内に限る</td> <td><u> </u>高さ</td> <td>[眺望<u> </u>保全エリア①] ・視点場[※]A(レンガみち)から見て、女川温泉ゆぼっぼを超えない <u> </u>高さに配慮します。 ・同様に、視点場 A(レンガみち)から見て、黒森山の稜線を阻害しない<u> </u>高さに配慮します。 ・視点場B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えない<u> </u>高さに配慮します。 ・同様に、視点場B(海岸広場)から見て、石投山の稜線を阻害しない<u> </u>高さに配慮します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>[※]素地のまま:使用される建設材料が本来持つ自然な色のこと。石材や木材などの自然素材の色や、コンクリート打放し仕上げにおけるコンクリートの色など。 ^注視点場 A～B:p.22 を参照</p>	行為	項目	景観形成基準	建築物	配置・位置	・建物の壁面線は敷地境界から後退させ、ゆとりのあるまちなみを創出します。	形態・意匠	・屋根及び壁面の形態・意匠は、周囲と調和したものとします。	外構・緑化等	・敷地外から見える箇所の緑化に努めます。 ・道路との境界は開放的なしつらえとし、圧迫感を軽減します。	色彩	・周辺環境と調和するよう、壁面・屋根の色と素材に配慮します。 ・外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。 <table border="1" data-bbox="1964 892 2329 997"> <tr><td>色相</td><td>彩度</td></tr> <tr><td>5R～5Y</td><td>6 以下</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4 以下</td></tr> </table> ・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の20%以下の範囲で使用できるものとします。	色相	彩度	5R～5Y	6 以下	その他	4 以下	工作物	形態・意匠	・周囲から突出する奇抜な形態・意匠は避け、周囲との調和に配慮します。	色彩	・周辺景観に調和するよう努めます。 ・素地のまま [※] とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色(ダークグレー)又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。	建築物及び工作物 (風力発電設備を含む) ※眺望 <u> </u> 保全エリア内に限る	<u> </u> 高さ	[眺望 <u> </u> 保全エリア①] ・視点場 [※] A(レンガみち)から見て、女川温泉ゆぼっぼ を超えない <u> </u> 高さに配慮します。 ・ 同様に 、視点場 A(レンガみち)から見て、黒森山の稜線を阻害しない <u> </u> 高さに配慮します。 ・視点場B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えない <u> </u> 高さに配慮します。 ・ 同様に 、視点場B(海岸広場)から見て、石投山の稜線を阻害しない <u> </u> 高さに配慮します。	<p>景観計画【P43】</p> <p>「配置・位置」を追記</p>
行為	項目	景観形成基準																																																				
建築物	配置・位置	・建物の壁面線は敷地境界から後退させ、ゆとりのあるまちなみを創出します。																																																				
	形態・意匠	・屋根及び壁面の形態・意匠は、周囲と調和したものとします。																																																				
	外構・緑化等	・敷地外から見える箇所の緑化に努めます。 ・道路との境界は開放的なしつらえとし、圧迫感を軽減します。																																																				
	色彩	・周辺環境と調和するよう、壁面・屋根の色と素材に配慮します。 ・外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。 <table border="1" data-bbox="727 892 1092 997"> <tr><td>色相</td><td>彩度</td></tr> <tr><td>5R～5Y</td><td>6 以下</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4 以下</td></tr> </table> ・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の20%以下の範囲で使用できるものとします。	色相	彩度	5R～5Y	6 以下	その他	4 以下																																														
色相	彩度																																																					
5R～5Y	6 以下																																																					
その他	4 以下																																																					
工作物	形態・意匠	・周囲から突出する奇抜な形態・意匠は避け、周囲との調和に配慮します。																																																				
	色彩	・周辺景観に調和するよう努めます。 ・素地のまま ^{注1} とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色(ダークグレー)又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。																																																				
建築物及び工作物 (風力発電設備を含む) ※眺望景観保全エリア内に限る	配置・位置・高さ	[眺望景観保全エリア①] ・視点場 ^{注2} A(レンガみち)から見て、女川温泉ゆぼっぼの高さを超えて黒森山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・ <u> </u> 視点場 A(レンガみち)から見て、黒森山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えて石投山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・ <u> </u> 視点場B(海岸広場)から見て、石投山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。																																																				
行為	項目	景観形成基準																																																				
建築物	配置・位置	・建物の壁面線は敷地境界から後退させ、ゆとりのあるまちなみを創出します。																																																				
	形態・意匠	・屋根及び壁面の形態・意匠は、周囲と調和したものとします。																																																				
	外構・緑化等	・敷地外から見える箇所の緑化に努めます。 ・道路との境界は開放的なしつらえとし、圧迫感を軽減します。																																																				
	色彩	・周辺環境と調和するよう、壁面・屋根の色と素材に配慮します。 ・外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。 <table border="1" data-bbox="1964 892 2329 997"> <tr><td>色相</td><td>彩度</td></tr> <tr><td>5R～5Y</td><td>6 以下</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4 以下</td></tr> </table> ・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の20%以下の範囲で使用できるものとします。	色相	彩度	5R～5Y	6 以下	その他	4 以下																																														
色相	彩度																																																					
5R～5Y	6 以下																																																					
その他	4 以下																																																					
工作物	形態・意匠	・周囲から突出する奇抜な形態・意匠は避け、周囲との調和に配慮します。																																																				
	色彩	・周辺景観に調和するよう努めます。 ・素地のまま [※] とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色(ダークグレー)又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。																																																				
建築物及び工作物 (風力発電設備を含む) ※眺望 <u> </u> 保全エリア内に限る	<u> </u> 高さ	[眺望 <u> </u> 保全エリア①] ・視点場 [※] A(レンガみち)から見て、女川温泉ゆぼっぼ を超えない <u> </u> 高さに配慮します。 ・ 同様に 、視点場 A(レンガみち)から見て、黒森山の稜線を阻害しない <u> </u> 高さに配慮します。 ・視点場B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えない <u> </u> 高さに配慮します。 ・ 同様に 、視点場B(海岸広場)から見て、石投山の稜線を阻害しない <u> </u> 高さに配慮します。																																																				

新			旧			備考																																			
<p>2) 湾岸エリア</p> <p>湾岸エリアの景観形成基準は、以下のとおりです。</p>			<p>2) 湾岸エリア</p> <p>湾岸エリアの景観形成基準は、以下のとおりです。</p>			<p>景観計画【P44】</p> <p>湾岸エリアにおける色彩に関する基準について、記載順を修正</p>																																			
行為	項目	景観形成基準	行為	項目	景観形成基準																																				
建築物	形態・意匠	・長大な壁面を避け、周囲と調和した形態・意匠とします。	建築物	形態・意匠	・長大な壁面を避け、周囲と調和した形態・意匠とします。																																				
	外構・緑化等	・敷地内の緑化に努めます。 ・道路との境界は開放的なしつらえとし、圧迫感を軽減します。		外構・緑化等	・敷地内の緑化に努めます。 ・道路との境界は開放的なしつらえとし、圧迫感を軽減します。																																				
	色彩	<p>・外壁の推奨色は、無彩色の高明度の色彩とします。 ・屋根・屋上の推奨色は、無彩色の明度の低い色彩とします。</p> <p>《外壁・屋根・屋上の推奨色》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外壁</td> <td>無彩色(N)</td> <td>7以上9以下</td> </tr> <tr> <td>屋根・屋上</td> <td>無彩色(N)</td> <td>3以上6以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・推奨色以外の場合、<u>外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R~5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・<u>推奨色以外の場合、外壁や屋根など、外観の大きな面の要素は統一した色合いとします。</u></p> <p>・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の20%以下の範囲で使用できるものとします。 ・アクセントカラーの彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを推奨色とします。</p> <p>《アクセントカラーの推奨色》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全て</td> <td>6以下</td> </tr> </tbody> </table>		部位	色相	明度	外壁	無彩色(N)	7以上9以下	屋根・屋上	無彩色(N)	3以上6以下	色相	彩度	5R~5Y	6以下	その他	4以下	色相	彩度	全て	6以下	色彩	<p>・外壁の推奨色は、無彩色の高明度の色彩とします。 ・屋根・屋上の推奨色は、無彩色の明度の低い色彩とします。</p> <p>《外壁・屋根・屋上の推奨色》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外壁</td> <td>無彩色(N)</td> <td>7以上9以下</td> </tr> <tr> <td>屋根・屋上</td> <td>無彩色(N)</td> <td>3以上6以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・推奨色以外の場合、<u>外壁や屋根など、外観の大きな面の要素は統一した色合いとします。</u> ・<u>外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R~5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の20%以下の範囲で使用できるものとします。 ・アクセントカラーの彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを推奨色とします。</p> <p>《アクセントカラーの推奨色》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全て</td> <td>6以下</td> </tr> </tbody> </table>	部位	色相	明度	外壁	無彩色(N)	7以上9以下	屋根・屋上	無彩色(N)	3以上6以下	色相	彩度	5R~5Y	6以下	その他	4以下	色相	彩度
部位	色相	明度																																							
外壁	無彩色(N)	7以上9以下																																							
屋根・屋上	無彩色(N)	3以上6以下																																							
色相	彩度																																								
5R~5Y	6以下																																								
その他	4以下																																								
色相	彩度																																								
全て	6以下																																								
部位	色相	明度																																							
外壁	無彩色(N)	7以上9以下																																							
屋根・屋上	無彩色(N)	3以上6以下																																							
色相	彩度																																								
5R~5Y	6以下																																								
その他	4以下																																								
色相	彩度																																								
全て	6以下																																								

新			旧			備考	
行為	項目	景観形成基準	行為	項目	景観形成基準		
工作物	形態・意匠	・周囲と調和した形態・意匠とします。	工作物	形態・意匠	・周囲と調和した形態・意匠とします。	景観計画【P45】	
	色彩	・周辺景観に調和するよう努めます。 ・素地のまま ^{注1} とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色(ダークグレー)又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。		色彩	・周辺景観に調和するよう努めます。 ・素地のまま [※] とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色(ダークグレー)又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。		
建築物及び工作物 (風力発電設備を含む) ※眺望景観保全エリア内に限る	配置・位置・高さ	[眺望景観保全エリア①] ・視点場B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えて石投山の山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・ <u> </u> 視点場B(海岸広場)から見て、石投山の稜線を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。	建築物及び工作物 (風力発電設備を含む) ※眺望 <u> </u> 保全エリア内に限る	<u> </u> 高さ	[眺望 <u> </u> 保全エリア①] ・視点場B(海岸広場)から見て、旧女川中学校の高さを超えない <u> </u> 高さに配慮します。 ・ <u>同様に</u> 、視点場B(海岸広場)から見て、石投山の稜線を阻害しない <u> </u> 高さに配慮します。		「配置・位置」を追記
		[眺望景観保全エリア②] ・視点場C(女川温泉ゆぼっぼ)展望デッキから見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。 ・視点場D(東日本大震災慰霊碑)から見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない配置・位置・高さに配慮します。			[眺望 <u> </u> 保全エリア②] ・視点場C(女川温泉ゆぼっぼ)展望デッキから見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない <u> </u> 高さに配慮します。 ・視点場D(東日本大震災慰霊碑)から見て、内湾・外洋の海への眺望及び山肌の緑を阻害しない <u> </u> 高さに配慮します。		
^{注1} 素地のまま:使用される建設材料が本来持つ自然な色のこと。石材や木材などの自然素材の色や、コンクリート打放し仕上げにおけるコンクリートの色など。 ^{注2} 視点場 A~D:p.22 及び p.23 を参照		[※] 素地のまま:使用される建設材料が本来持つ自然な色のこと。石材や木材などの自然素材の色や、コンクリート打放し仕上げにおけるコンクリートの色など。 ^注 視点場 B~D:p.22 及び p.23 を参照					

新			旧			備考									
<p>(3) 景観重点地区</p> <p>景観重点地区の景観形成基準は、以下のとおりです。</p>			<p>(3) 景観重点地区</p> <p>景観重点地区の景観形成基準は、以下のとおりです。</p>			<p>景観計画【P46】</p> <p>P31建物附属設備の修景に関する景観形成基準が漏れていたため追加</p>									
行為	項目	景観形成基準	行為	項目	景観形成基準										
建築物	配置・位置	<ul style="list-style-type: none"> 店舗等の表情が道路から見えるように前面道路に寄せるなど建築物の配置・位置に配慮し、駐車場の配置を工夫します。 建物内と前面道路の連続性確保に努めます。 人が立ち寄りやすいよう、建物の内と外を繋ぐ中間領域(テラス、軒下、前庭等)の創出に努めます。 	建築物	配置・位置	<ul style="list-style-type: none"> 店舗等の表情が道路から見えるように前面道路に寄せるなど建築物の配置・位置に配慮し、駐車場の配置を工夫します。 建物内と前面道路の連続性確保に努めます。 人が立ち寄りやすいよう、建物の内と外を繋ぐ中間領域(テラス、軒下、前庭等)の創出に努めます。 										
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 海から見た屋根形状に配慮します。 道路に面する建築物の外壁は、開口部を配置して周囲のまちなみとの調和に配慮します。 <u>まちなみと調和するよう、建物附属設備の修景に努めます。</u> 建物の1階部分は、店舗・サービス施設が入居するよう配慮します。 日よけテントや庇の設置など、日除け・雨除けのために配慮します。 敷地内照明の設置や透過性のあるシャッターを使用するなど、夜間のまちなみに配慮します。 		形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 海から見た屋根形状に配慮します。 道路に面する建築物の外壁は、開口部を配置して周囲のまちなみとの調和に配慮します。 建物の1階部分は、店舗・サービス施設が入居するよう配慮します。 日よけテントや庇の設置など、日除け・雨除けのために配慮します。 敷地内照明の設置や透過性のあるシャッターを使用するなど、夜間のまちなみに配慮します。 										
	外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界の段差や高低差は、道行く人の目を楽ませる工夫に努めます。 敷地のオープンスペース化を検討し、広場や路地・通りとして使える空間を作るよう努めます。 シンボルツリーなど、敷地内の緑化に努めます。 敷地境界に擁壁、フェンスを設置することを極力避けます。 まちなみと調和するよう、看板・屋外掲示物の修景に努めます。 広告物は、自家用広告物や道標・案内図板といった必要性の高いもののみ表示します。 		外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界の段差や高低差は、道行く人の目を楽ませる工夫に努めます。 敷地のオープンスペース化を検討し、広場や路地・通りとして使える空間を作るよう努めます。 シンボルツリーなど、敷地内の緑化に努めます。 敷地境界に擁壁、フェンスを設置することを極力避けます。 まちなみと調和するよう、看板・屋外掲示物の修景に努めます。 広告物は、自家用広告物や道標・案内図板といった必要性の高いもののみ表示します。 										
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>5R~5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の20%以下の範囲で使用できるものとします。 設備類は、外壁のベースカラーと違和感のない色彩を基調とします。 		色相	彩度	5R~5Y	4以下	その他	2以下	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>5R~5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 点要素・面要素のアクセントカラーは、各外観見付面積(看板・サインを含む)の20%以下の範囲で使用できるものとします。 設備類は、外壁のベースカラーと違和感のない色彩を基調とします。 	色相	彩度	5R~5Y	4以下
色相	彩度														
5R~5Y	4以下														
その他	2以下														
色相	彩度														
5R~5Y	4以下														
その他	2以下														

新

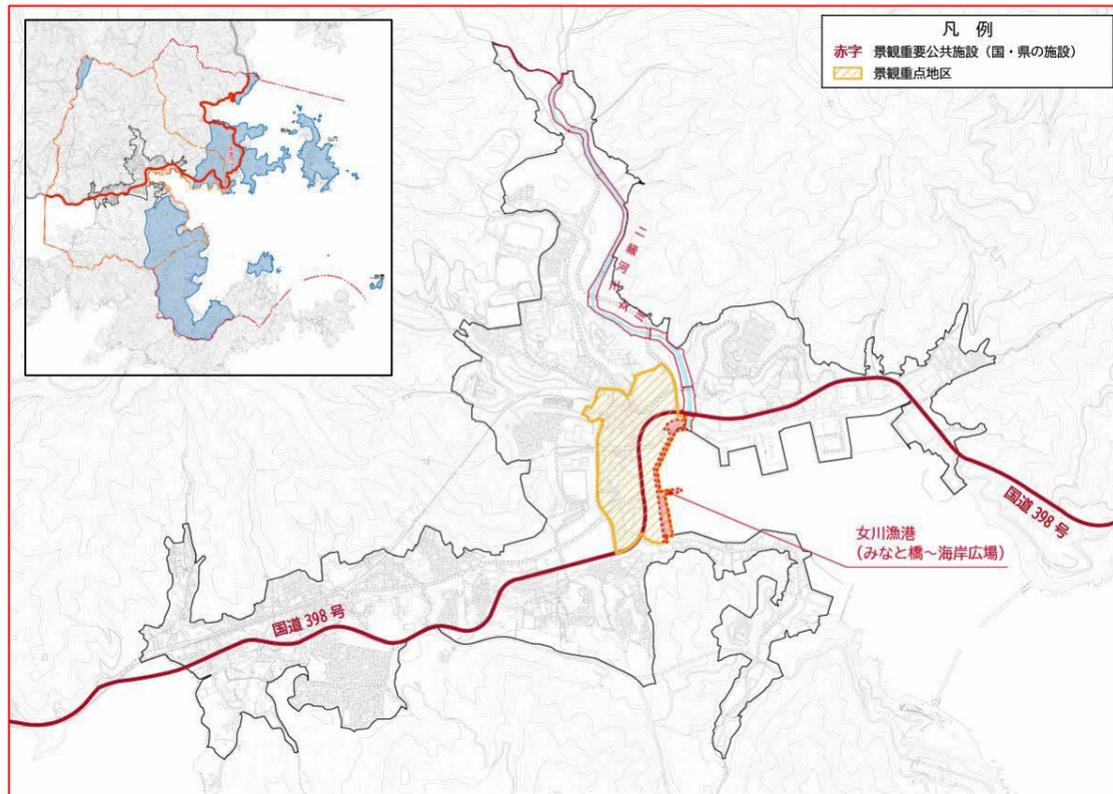
第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1. 景観重要公共施設の指定

本計画における景観重要公共施設を以下のとおり指定します。

(1) 景観重要公共施設の指定

《景観重要公共施設（国道等）》



公共施設等	
道路	・国道398号 ※線形が変わる場合も対象施設とする
河川	・女川(二級河川)
漁港	・女川漁港(景観重点地区に限る)

旧

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1. 景観重要公共施設の指定

本計画における景観重要公共施設を以下のとおり指定します。

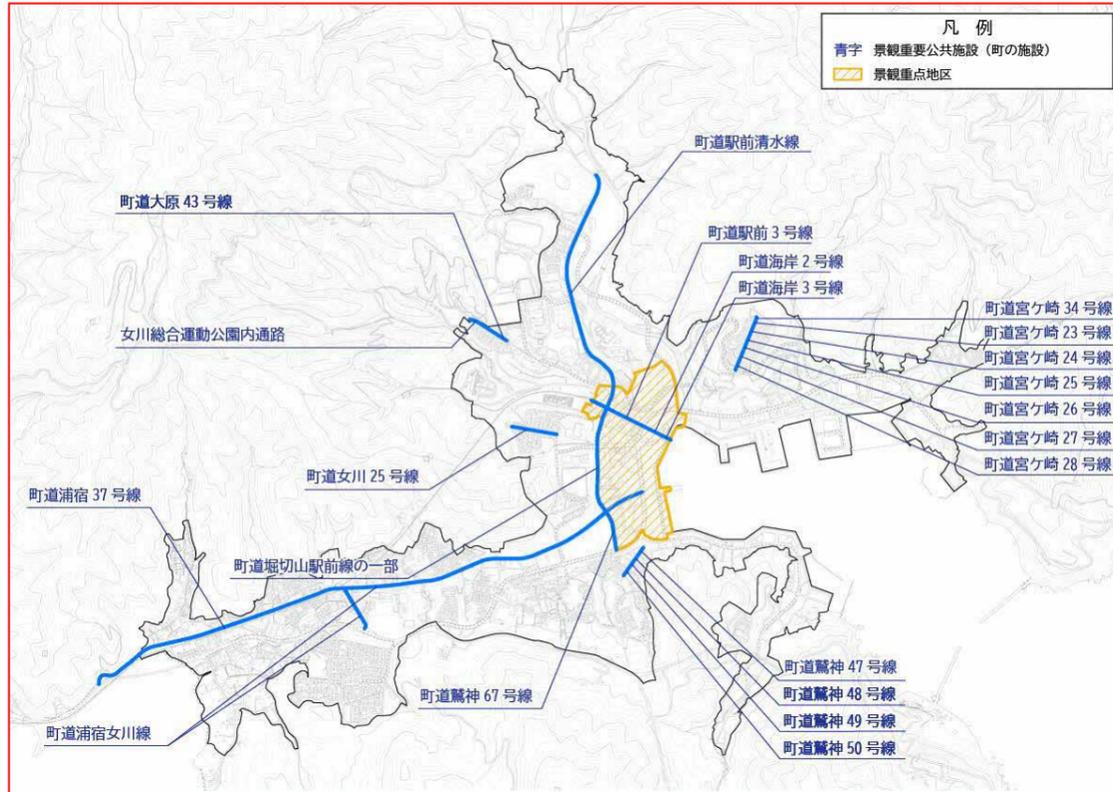
(1) 景観重要公共施設の指定

景観計画【P50】

国・県の施設を追加

新

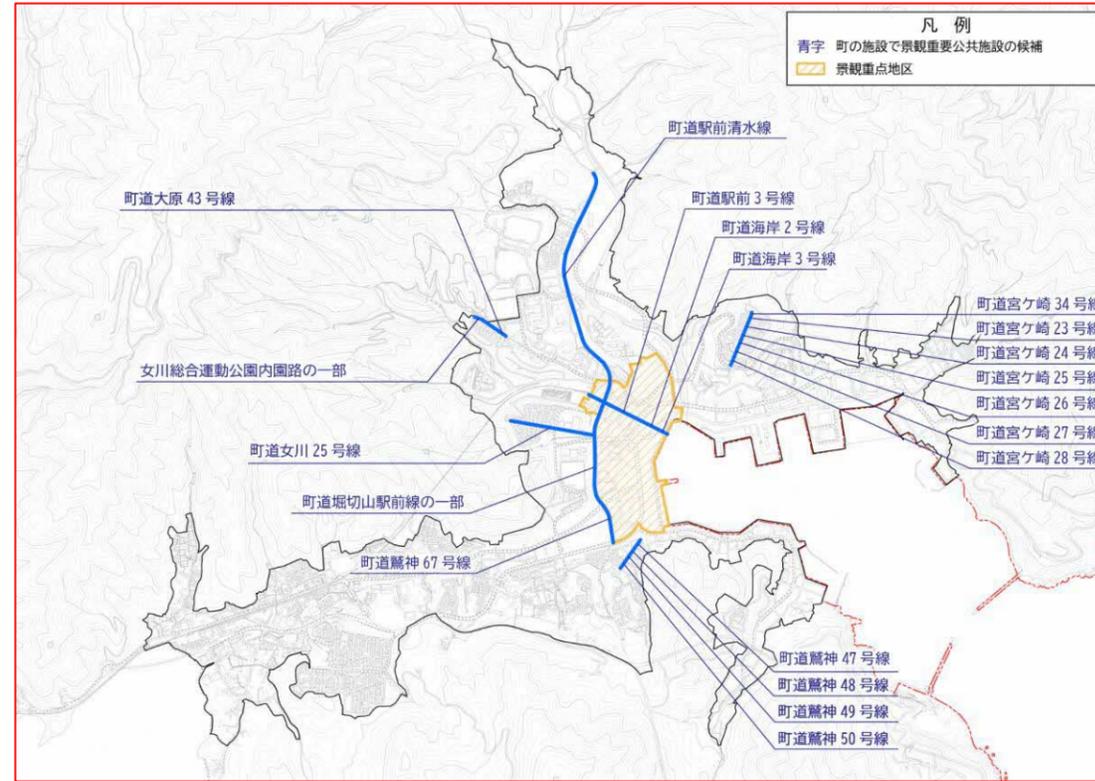
《景観重要公共施設(町道等)》



種類	公共施設等
道路	<ul style="list-style-type: none"> 町道駅前清水線 町道堀切山駅前線の一部 町道鷺神67号線 町道大原 43 号線 町道駅前 3 号線 町道海岸 2 号線 町道海岸 3 号線 町道女川 25 号線 町道宮ヶ崎 23～28 号線 町道鷺神 47～50 号線 町道浦宿37号線(旧国道 398 号) 町道浦宿女川線(旧国道 398 号) ※線形が変わる場合も対象施設とする
都市公園	<ul style="list-style-type: none"> 女川町総合運動公園の一部(町道大原 4 3 号線の延長)

旧

《参考位置図》 ※線形が変わる場合も対象施設とする



種類	景観重要公共施設
町道	<ul style="list-style-type: none"> 町道駅前清水線 町道堀切山駅前線の一部 町道鷺神67号線 町道大原 43 号線 町道駅前 3 号線 町道海岸 2 号線 町道海岸 3 号線 町道女川 25 号線 町道宮ヶ崎 23～28 号線 町道鷺神 47～50 号線
都市公園	<ul style="list-style-type: none"> 女川総合運動公園の一部(町道大原43号線の延長)

備考

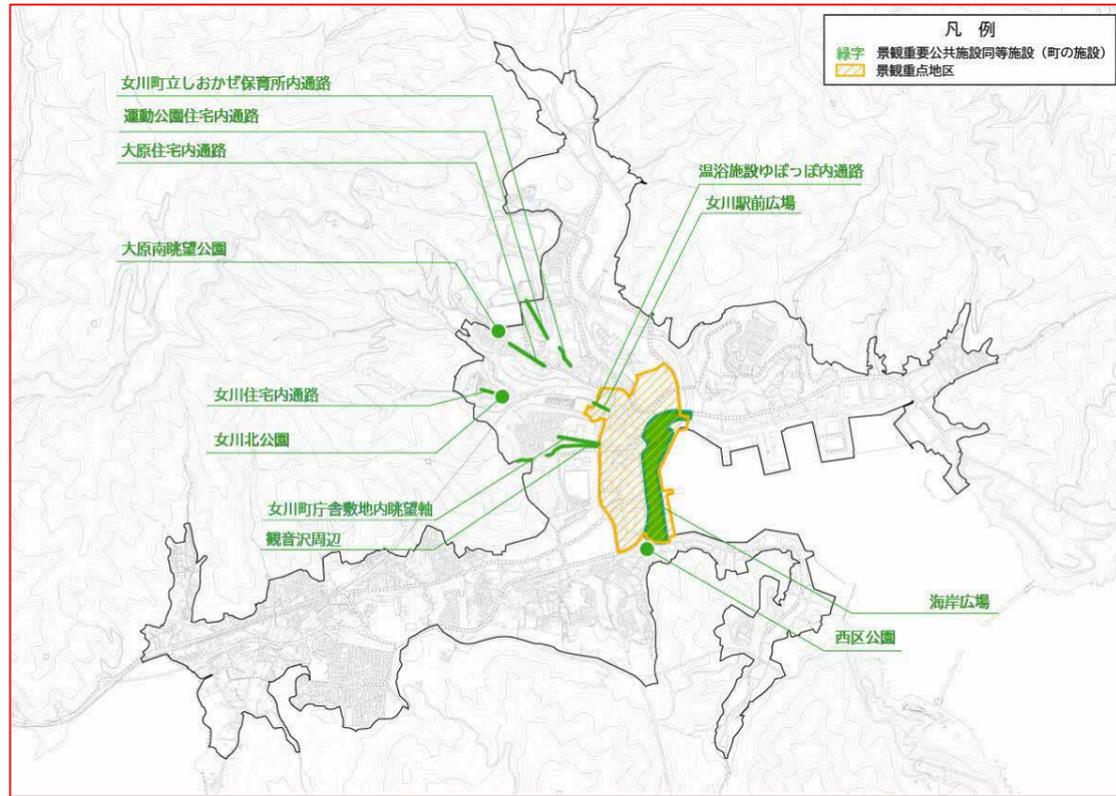
景観計画【P51】

景観重要公共施設と、景観重要公共施設に準じて取り扱う施設を分けて図版作成

国道398号が町に移管予定であるため追加

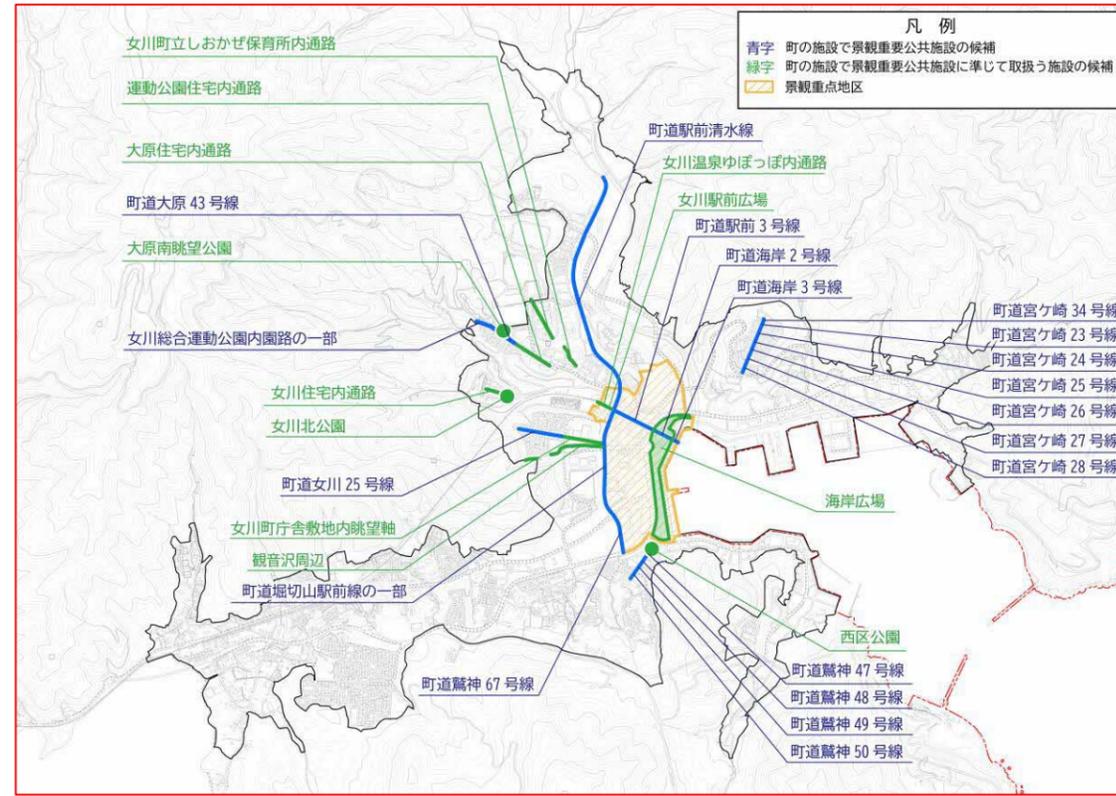
新

《景観重要公共施設に準じて取り扱う施設》



旧

《景観重要公共施設及び景観重要公共施設に準じて取り扱う施設》



備考

種類	公共施設等
(削除)	(削除)
公園、広場、町有施設敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・女川町役場の一部(敷地内眺望軸) ・女川町立しおかぜ保育所の一部(敷地内通路) ・女川温泉ゆぼぼの一部(敷地内通路) ・運動公園住宅の一部(敷地内通路) ・大原住宅の一部(敷地内通路) ・女川住宅の一部(敷地内通路) ・観音沢水路 ・大原南眺望公園 ・女川北公園 ・女川駅前広場 ・西区公園 ・女川町海岸広場

種類	公共施設等
景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・町道駅前清水線 ・町道堀切山駅前線の一部 ・町道鷺神67号線 ・町道大原43号線 ・町道駅前3号線 ・町道海岸2号線 ・町道海岸3号線 ・町道女川25号線 ・町道宮ヶ崎23～28号線 ・町道鷺神47～50号線 ・女川総合運動公園の一部(町道大原43号線の延長)
景観重要公共施設に準じて取り扱う施設	<ul style="list-style-type: none"> ・女川町役場の一部(敷地内眺望軸) ・女川町立しおかぜ保育所の一部(敷地内通路) ・女川温泉ゆぼぼの一部(敷地内通路) ・運動公園住宅の一部(敷地内通路) ・大原住宅の一部(敷地内通路) ・女川住宅の一部(敷地内通路) ・観音沢水路 ・大原南眺望公園 ・女川北公園 ・女川駅前広場 ・西区公園 ・女川町海岸広場

新	旧	備考																																																																																																																																				
<p>(2) 景観重要公共施設の対象行為</p> <p>本計画の景観重要公共施設等の指定に関する対象行為は、以下のとおりです。次ページに示す景観重要公共施設に準じて取り扱う施設についても、対象行為は同様とします。</p> <table border="1" data-bbox="166 390 1228 711"> <thead> <tr> <th colspan="3">道路</th> </tr> <tr> <th>行為</th> <th>景観重点地区以外</th> <th>景観重点地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路の改良(車線や歩道幅員など構造の変更)</td> <td>延長 50m以上</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>舗装の新設、改修、色彩の変更</td> <td>延長 50m以上</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>橋梁の新設、改修、色彩の変更</td> <td>全て</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>道路付属物(道路照明、防護柵等)の新設、改修、色彩の変更</td> <td>延長 50m以上</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>植樹、樹種の変更</td> <td>延長 50m以上</td> <td>全て</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="166 747 1228 1010"> <thead> <tr> <th colspan="3">河川</th> </tr> <tr> <th>行為</th> <th>景観重点地区以外</th> <th>景観重点地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川の改修</td> <td>延長 50m以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>照明施設の新設、改修、色彩の変更</td> <td>延長 50m以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>護岸の新設、改修、色彩の変更</td> <td>延長 50m以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防護柵の新設、改修、色彩の変更</td> <td>延長 50m以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>植樹、樹種の変更</td> <td>全て</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="166 1052 1228 1167"> <thead> <tr> <th colspan="3">漁港</th> </tr> <tr> <th>行為</th> <th>景観重点地区以外</th> <th>景観重点地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁港施設の新設、改修、色彩の変更</td> <td></td> <td>全て</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="166 1209 1228 1476"> <thead> <tr> <th colspan="3">公園、広場、町有施設敷地</th> </tr> <tr> <th>行為</th> <th>景観重点地区以外</th> <th>景観重点地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園等の通路の改修</td> <td>眺望軸に係る全て</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>照明施設の新設、改修、色彩の変更</td> <td>眺望軸に係る全て</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>防護柵の新設、改修、色彩の変更</td> <td>眺望軸に係る全て</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>植樹、樹種の変更</td> <td>眺望軸に係る全て</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>遊具の新設、改修、色彩</td> <td>眺望軸に係る全て</td> <td>全て</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、上表の行為は、以下のものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 仮設の工作物の建設等 • 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 • 災害復旧工事、<u>維持補修又は修繕</u>において原形を変えない行為 • <u>枯れ損木の撤去</u> • <u>自然公園法の特別保護地区、特別地域における行為</u> 	道路			行為	景観重点地区以外	景観重点地区	道路の改良(車線や歩道幅員など構造の変更)	延長 50m以上	全て	舗装の新設、改修、色彩の変更	延長 50m以上	全て	橋梁の新設、改修、色彩の変更	全て	全て	道路付属物(道路照明、防護柵等)の新設、改修、色彩の変更	延長 50m以上	全て	植樹、樹種の変更	延長 50m以上	全て	河川			行為	景観重点地区以外	景観重点地区	河川の改修	延長 50m以上		照明施設の新設、改修、色彩の変更	延長 50m以上		護岸の新設、改修、色彩の変更	延長 50m以上		防護柵の新設、改修、色彩の変更	延長 50m以上		植樹、樹種の変更	全て		漁港			行為	景観重点地区以外	景観重点地区	漁港施設の新設、改修、色彩の変更		全て	公園、広場、町有施設敷地			行為	景観重点地区以外	景観重点地区	公園等の通路の改修	眺望軸に係る全て	全て	照明施設の新設、改修、色彩の変更	眺望軸に係る全て	全て	防護柵の新設、改修、色彩の変更	眺望軸に係る全て	全て	植樹、樹種の変更	眺望軸に係る全て	全て	遊具の新設、改修、色彩	眺望軸に係る全て	全て	<p>(2) 景観重要公共施設の対象行為</p> <p>本計画の景観重要公共施設等の指定に関する対象行為は、以下のとおりです。次ページに示す景観重要公共施設に準じて取り扱う施設についても、対象行為は同様とします。</p> <table border="1" data-bbox="1409 390 2472 905"> <thead> <tr> <th colspan="3">道路</th> </tr> <tr> <th>行為</th> <th>景観重点地区以外</th> <th>景観重点地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路の新設、改修、色彩・形状の変更</td> <td>延長 50m以上</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>舗装の新設、改修、色彩・形状の変更</td> <td>延長 50m以上又は面積 300㎡以上</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>擁壁の新設、改修、色彩・形状の変更</td> <td>高さ 5m以上又は面積 300㎡以上</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>法面の新設、改修、色彩・形状の変更</td> <td>面積 300㎡以上</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>橋梁の新設、改修、色彩・形状の変更</td> <td>延長 10m 以上</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>道路付属物(街路灯、防護柵)の新設、改修、色彩・形状の変更</td> <td>延長 50m以上</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>街路樹の新設、改修、色彩・形状の変更</td> <td>延長 50m以上</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>上記以外の道路付属物(道路標識等)の新設、改修、色彩・形状の変更</td> <td>提出不要</td> <td>全て</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1409 947 2472 1486"> <thead> <tr> <th colspan="3">公園、広場、町有施設敷地</th> </tr> <tr> <th>行為</th> <th>景観重点地区以外</th> <th>景観重点地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通路の新設、改修、色彩・形状の変更</td> <td>延長 50m以上</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>舗装の新設、改修、色彩・形状の変更</td> <td>延長 50m以上又は面積 300㎡以上</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>擁壁の新設、改修、色彩・形状の変更</td> <td>高さ 5m以上又は面積 300㎡以上</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>法面の新設、改修、色彩・形状の変更</td> <td>面積 300㎡以上</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>橋梁の新設、改修、色彩・形状の変更</td> <td>延長 10m 以上</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>工作物(街路灯、防護柵)の新設、改修、色彩・形状の変更</td> <td>延長 50m以上</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>街路樹の新設、改修、色彩・形状の変更</td> <td>延長 50m以上</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>上記以外の工作物(標識等)の新設、改修、色彩・形状の変更</td> <td>提出不要</td> <td>全て</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、上表の行為は、以下のものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 仮設の工作物の建設等 • 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 • 災害復旧工事 _____ において原形を変えない行為 • _____ • _____ 	道路			行為	景観重点地区以外	景観重点地区	道路の新設、改修、色彩・形状の変更	延長 50m以上	全て	舗装の新設、改修、色彩・形状の変更	延長 50m以上又は面積 300㎡以上	全て	擁壁の新設、改修、色彩・形状の変更	高さ 5m以上又は面積 300㎡以上	全て	法面の新設、改修、色彩・形状の変更	面積 300㎡以上	全て	橋梁の新設、改修、色彩・形状の変更	延長 10m 以上	全て	道路付属物(街路灯、防護柵)の新設、改修、色彩・形状の変更	延長 50m以上	全て	街路樹の新設、改修、色彩・形状の変更	延長 50m以上	全て	上記以外の道路付属物(道路標識等)の新設、改修、色彩・形状の変更	提出不要	全て	公園、広場、町有施設敷地			行為	景観重点地区以外	景観重点地区	通路の新設、改修、色彩・形状の変更	延長 50m以上	全て	舗装の新設、改修、色彩・形状の変更	延長 50m以上又は面積 300㎡以上	全て	擁壁の新設、改修、色彩・形状の変更	高さ 5m以上又は面積 300㎡以上	全て	法面の新設、改修、色彩・形状の変更	面積 300㎡以上	全て	橋梁の新設、改修、色彩・形状の変更	延長 10m 以上	全て	工作物(街路灯、防護柵)の新設、改修、色彩・形状の変更	延長 50m以上	全て	街路樹の新設、改修、色彩・形状の変更	延長 50m以上	全て	上記以外の工作物(標識等)の新設、改修、色彩・形状の変更	提出不要	全て	<p>景観計画【P52】</p> <p>対象行為を福井市の計画をもとに整理</p>
道路																																																																																																																																						
行為	景観重点地区以外	景観重点地区																																																																																																																																				
道路の改良(車線や歩道幅員など構造の変更)	延長 50m以上	全て																																																																																																																																				
舗装の新設、改修、色彩の変更	延長 50m以上	全て																																																																																																																																				
橋梁の新設、改修、色彩の変更	全て	全て																																																																																																																																				
道路付属物(道路照明、防護柵等)の新設、改修、色彩の変更	延長 50m以上	全て																																																																																																																																				
植樹、樹種の変更	延長 50m以上	全て																																																																																																																																				
河川																																																																																																																																						
行為	景観重点地区以外	景観重点地区																																																																																																																																				
河川の改修	延長 50m以上																																																																																																																																					
照明施設の新設、改修、色彩の変更	延長 50m以上																																																																																																																																					
護岸の新設、改修、色彩の変更	延長 50m以上																																																																																																																																					
防護柵の新設、改修、色彩の変更	延長 50m以上																																																																																																																																					
植樹、樹種の変更	全て																																																																																																																																					
漁港																																																																																																																																						
行為	景観重点地区以外	景観重点地区																																																																																																																																				
漁港施設の新設、改修、色彩の変更		全て																																																																																																																																				
公園、広場、町有施設敷地																																																																																																																																						
行為	景観重点地区以外	景観重点地区																																																																																																																																				
公園等の通路の改修	眺望軸に係る全て	全て																																																																																																																																				
照明施設の新設、改修、色彩の変更	眺望軸に係る全て	全て																																																																																																																																				
防護柵の新設、改修、色彩の変更	眺望軸に係る全て	全て																																																																																																																																				
植樹、樹種の変更	眺望軸に係る全て	全て																																																																																																																																				
遊具の新設、改修、色彩	眺望軸に係る全て	全て																																																																																																																																				
道路																																																																																																																																						
行為	景観重点地区以外	景観重点地区																																																																																																																																				
道路の新設、改修、色彩・形状の変更	延長 50m以上	全て																																																																																																																																				
舗装の新設、改修、色彩・形状の変更	延長 50m以上又は面積 300㎡以上	全て																																																																																																																																				
擁壁の新設、改修、色彩・形状の変更	高さ 5m以上又は面積 300㎡以上	全て																																																																																																																																				
法面の新設、改修、色彩・形状の変更	面積 300㎡以上	全て																																																																																																																																				
橋梁の新設、改修、色彩・形状の変更	延長 10m 以上	全て																																																																																																																																				
道路付属物(街路灯、防護柵)の新設、改修、色彩・形状の変更	延長 50m以上	全て																																																																																																																																				
街路樹の新設、改修、色彩・形状の変更	延長 50m以上	全て																																																																																																																																				
上記以外の道路付属物(道路標識等)の新設、改修、色彩・形状の変更	提出不要	全て																																																																																																																																				
公園、広場、町有施設敷地																																																																																																																																						
行為	景観重点地区以外	景観重点地区																																																																																																																																				
通路の新設、改修、色彩・形状の変更	延長 50m以上	全て																																																																																																																																				
舗装の新設、改修、色彩・形状の変更	延長 50m以上又は面積 300㎡以上	全て																																																																																																																																				
擁壁の新設、改修、色彩・形状の変更	高さ 5m以上又は面積 300㎡以上	全て																																																																																																																																				
法面の新設、改修、色彩・形状の変更	面積 300㎡以上	全て																																																																																																																																				
橋梁の新設、改修、色彩・形状の変更	延長 10m 以上	全て																																																																																																																																				
工作物(街路灯、防護柵)の新設、改修、色彩・形状の変更	延長 50m以上	全て																																																																																																																																				
街路樹の新設、改修、色彩・形状の変更	延長 50m以上	全て																																																																																																																																				
上記以外の工作物(標識等)の新設、改修、色彩・形状の変更	提出不要	全て																																																																																																																																				
		<p>対象外行為を追加</p>																																																																																																																																				

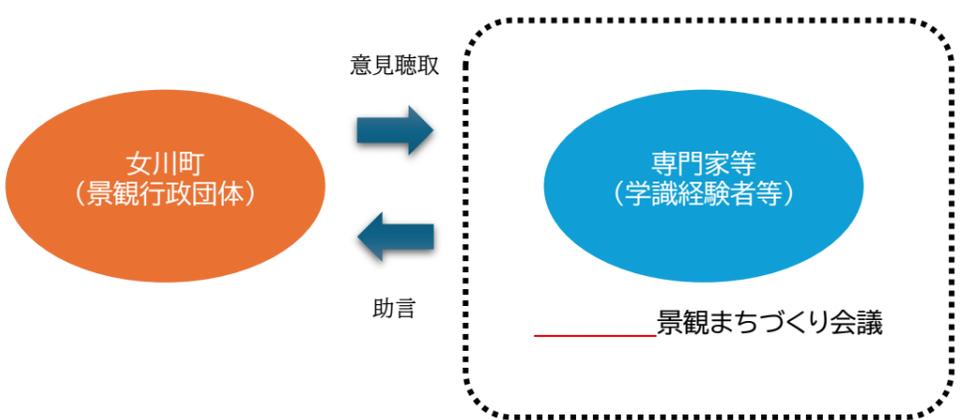
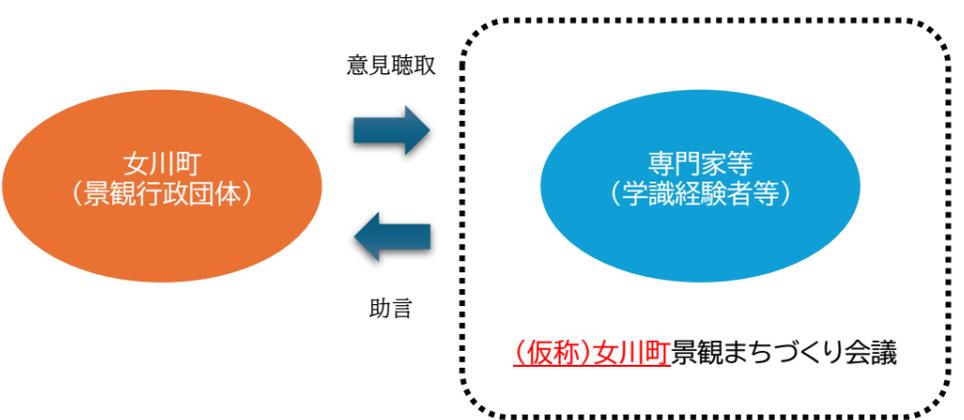
新	旧	備考
<p><u>(3) 景観重要公共施設の対象行為に係る手続き</u></p> <p>手続きフロー(景観重要公共施設等の場合)</p> <p>※1 必要に応じ景観まちづくり会議を開催します。</p>	<p>手続きフロー(景観重要公共施設等の場合)</p> <p>※1 必要に応じ景観まちづくり会議を開催します。</p>	<p>景観計画【P56】については、構成上の整理のため、p52とP53の間に挿入</p> <p>景観まちづくり会議に統一</p> <p>事前協議がない手続きフローに修正</p>

新	旧	備考																																				
<p>2. 景観重要公共施設の整備に関する事項</p> <p>本計画における景観重要公共施設の整備に関する事項は、<u>道路デザイン指針（案）及び景観に配慮した道路付属物等ガイドラインを参考とし、以下について重点的に整備します。ただし、交通安全上、防災上等やむを得ない場合や大幅なコスト増となる場合等を除きます。</u></p> <p>(1) 共通事項</p> <p>① 景観区域全体</p> <table border="1" data-bbox="181 619 1193 1743"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備に関する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>方針</td> <td>○周辺環境・近接する他の施設などとの景観的調和を図ります。 ○素材そのものが持つ色彩・質感や特性を活かします。</td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td><u>○地域特性に配慮したデザイン、色彩及び素材とし、周辺の景観と一体になった整備を行います。</u> <u>○素材本来の色彩^{注1}とします。</u></td> </tr> <tr> <td>各種構造物</td> <td>○素地のままとするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色、ダークグレー^{注2}又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。 <p style="text-align: center;"><u>表 無彩色の基準</u></p> <table border="1" data-bbox="522 1060 1065 1171"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面材</td> <td>無彩色(N)</td> <td>3以上7以下</td> </tr> <tr> <td>線材</td> <td>無彩色(N)</td> <td>2以上4以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合等は除きます。 <u>○標識類(サイン含む)、照明類等の付属物は、周辺景観と調和したシンプルでデザイン、色彩及び規模とし、輻輳しないように配置します。</u> <u>○防護柵、照明柱等連続性があるものは、周辺景観と調和させるため、道路、公園等を問わず統一性の確保に努めます。</u> <u>○法面・擁壁をつくる場合、自然地形とのスムーズな連続性に配慮してできる限り巨大、長大にならないよう配慮します。やむを得ない場合は、緑化や形態等の工夫により圧迫感の軽減や周辺景観との調和に努めます。また、コンクリートを使用する場合は、自然石を模すことは避けます。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>緑化</td> <td><u>○周辺景観に応じた樹種の選定に努めます。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>^{注1} 使用される建設材料が本来持つ自然な色のこと。石材や木材などの自然素材の色や、コンクリート打放し仕上げにおけるコンクリートの色、アスファルト舗装のタールの色など。 ^{注2} 景観に配慮した道路付属物等ガイドラインにおけるダークグレー(10YR3.0/0.2)とする。</p>	整備に関する事項		方針	○周辺環境・近接する他の施設などとの景観的調和を図ります。 ○素材そのものが持つ色彩・質感や特性を活かします。	舗装	<u>○地域特性に配慮したデザイン、色彩及び素材とし、周辺の景観と一体になった整備を行います。</u> <u>○素材本来の色彩^{注1}とします。</u>	各種構造物	○素地のままとするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色、ダークグレー ^{注2} 又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。 <p style="text-align: center;"><u>表 無彩色の基準</u></p> <table border="1" data-bbox="522 1060 1065 1171"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面材</td> <td>無彩色(N)</td> <td>3以上7以下</td> </tr> <tr> <td>線材</td> <td>無彩色(N)</td> <td>2以上4以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合等は除きます。 <u>○標識類(サイン含む)、照明類等の付属物は、周辺景観と調和したシンプルでデザイン、色彩及び規模とし、輻輳しないように配置します。</u> <u>○防護柵、照明柱等連続性があるものは、周辺景観と調和させるため、道路、公園等を問わず統一性の確保に努めます。</u> <u>○法面・擁壁をつくる場合、自然地形とのスムーズな連続性に配慮してできる限り巨大、長大にならないよう配慮します。やむを得ない場合は、緑化や形態等の工夫により圧迫感の軽減や周辺景観との調和に努めます。また、コンクリートを使用する場合は、自然石を模すことは避けます。</u></p>	部位	色相	明度	面材	無彩色(N)	3以上7以下	線材	無彩色(N)	2以上4以下	緑化	<u>○周辺景観に応じた樹種の選定に努めます。</u>	<p>2. 景観重要公共施設の整備に関する事項</p> <p>本計画における景観重要公共施設の整備に関する事項は、<u>以下のとおりです。</u></p> <p>(1) 共通事項</p> <table border="1" data-bbox="1424 619 2436 1743"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備に関する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本方針</td> <td>○周辺環境・近接する他の施設などとの景観的調和を図ります。 ○素材そのものが持つ色彩・質感や特性を活かします。 ○経済的合理性、施設の耐久性、維持管理性に配慮します。特に、海の近い場所では、耐塩型の仕様の採用に努めます。</td> </tr> <tr> <td>各種構造物</td> <td>○素地のまま[※]とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色(ダークグレー)-又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。 <p style="text-align: center;"><u>表 無彩色の基準</u></p> <table border="1" data-bbox="1768 1060 2312 1171"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面材</td> <td>無彩色(N)</td> <td>3以上7以下</td> </tr> <tr> <td>線材</td> <td>無彩色(N)</td> <td>2以上4以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合等は除きます。</p> </td> </tr> <tr> <td>景観重点地区</td> <td><u>○自然と調和した美しいまちなか景観を創出し、さらにその機能を先の世代に引き継ぎ、維持発展させていきます。</u> <u>○舗装は、まちなみの調和に配慮した形態意匠とします。</u> <u>○法面は、交通安全上、防災上等やむを得ない場合を除き、緑化に努めます。</u> <u>○夜間のまちなみの雰囲気や暖かみのあるものにするため、照明施設の光色は3000ケルビン程度とするよう努めます。</u> <u>○標識(サイン)などは、景観特性に応じた秩序あるデザインとします。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>[※]素地のまま:使用される建設材料が本来持つ自然な色のこと。石材や木材などの自然素材の色や、コンクリート打放し仕上げにおけるコンクリートの色 _____ など。</p>	整備に関する事項		基本方針	○周辺環境・近接する他の施設などとの景観的調和を図ります。 ○素材そのものが持つ色彩・質感や特性を活かします。 ○経済的合理性、施設の耐久性、維持管理性に配慮します。特に、海の近い場所では、耐塩型の仕様の採用に努めます。	各種構造物	○素地のまま [※] とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色(ダークグレー)-又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。 <p style="text-align: center;"><u>表 無彩色の基準</u></p> <table border="1" data-bbox="1768 1060 2312 1171"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面材</td> <td>無彩色(N)</td> <td>3以上7以下</td> </tr> <tr> <td>線材</td> <td>無彩色(N)</td> <td>2以上4以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合等は除きます。</p>	部位	色相	明度	面材	無彩色(N)	3以上7以下	線材	無彩色(N)	2以上4以下	景観重点地区	<u>○自然と調和した美しいまちなか景観を創出し、さらにその機能を先の世代に引き継ぎ、維持発展させていきます。</u> <u>○舗装は、まちなみの調和に配慮した形態意匠とします。</u> <u>○法面は、交通安全上、防災上等やむを得ない場合を除き、緑化に努めます。</u> <u>○夜間のまちなみの雰囲気や暖かみのあるものにするため、照明施設の光色は3000ケルビン程度とするよう努めます。</u> <u>○標識(サイン)などは、景観特性に応じた秩序あるデザインとします。</u>	<p>景観計画【P53】</p> <p>参考文献を明示</p> <p>対象施設が多く、個別に記載すると冗長となるため、道路から公園に共通する事項について整理し、統合して整理</p>
整備に関する事項																																						
方針	○周辺環境・近接する他の施設などとの景観的調和を図ります。 ○素材そのものが持つ色彩・質感や特性を活かします。																																					
舗装	<u>○地域特性に配慮したデザイン、色彩及び素材とし、周辺の景観と一体になった整備を行います。</u> <u>○素材本来の色彩^{注1}とします。</u>																																					
各種構造物	○素地のままとするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色、ダークグレー ^{注2} 又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。 <p style="text-align: center;"><u>表 無彩色の基準</u></p> <table border="1" data-bbox="522 1060 1065 1171"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面材</td> <td>無彩色(N)</td> <td>3以上7以下</td> </tr> <tr> <td>線材</td> <td>無彩色(N)</td> <td>2以上4以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合等は除きます。 <u>○標識類(サイン含む)、照明類等の付属物は、周辺景観と調和したシンプルでデザイン、色彩及び規模とし、輻輳しないように配置します。</u> <u>○防護柵、照明柱等連続性があるものは、周辺景観と調和させるため、道路、公園等を問わず統一性の確保に努めます。</u> <u>○法面・擁壁をつくる場合、自然地形とのスムーズな連続性に配慮してできる限り巨大、長大にならないよう配慮します。やむを得ない場合は、緑化や形態等の工夫により圧迫感の軽減や周辺景観との調和に努めます。また、コンクリートを使用する場合は、自然石を模すことは避けます。</u></p>	部位	色相	明度	面材	無彩色(N)	3以上7以下	線材	無彩色(N)	2以上4以下																												
部位	色相	明度																																				
面材	無彩色(N)	3以上7以下																																				
線材	無彩色(N)	2以上4以下																																				
緑化	<u>○周辺景観に応じた樹種の選定に努めます。</u>																																					
整備に関する事項																																						
基本方針	○周辺環境・近接する他の施設などとの景観的調和を図ります。 ○素材そのものが持つ色彩・質感や特性を活かします。 ○経済的合理性、施設の耐久性、維持管理性に配慮します。特に、海の近い場所では、耐塩型の仕様の採用に努めます。																																					
各種構造物	○素地のまま [※] とするか、塗装する場合は、周辺景観を阻害せず調和を図るため、無彩色(ダークグレー)-又は溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とします。 <p style="text-align: center;"><u>表 無彩色の基準</u></p> <table border="1" data-bbox="1768 1060 2312 1171"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面材</td> <td>無彩色(N)</td> <td>3以上7以下</td> </tr> <tr> <td>線材</td> <td>無彩色(N)</td> <td>2以上4以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合等は除きます。</p>	部位	色相	明度	面材	無彩色(N)	3以上7以下	線材	無彩色(N)	2以上4以下																												
部位	色相	明度																																				
面材	無彩色(N)	3以上7以下																																				
線材	無彩色(N)	2以上4以下																																				
景観重点地区	<u>○自然と調和した美しいまちなか景観を創出し、さらにその機能を先の世代に引き継ぎ、維持発展させていきます。</u> <u>○舗装は、まちなみの調和に配慮した形態意匠とします。</u> <u>○法面は、交通安全上、防災上等やむを得ない場合を除き、緑化に努めます。</u> <u>○夜間のまちなみの雰囲気や暖かみのあるものにするため、照明施設の光色は3000ケルビン程度とするよう努めます。</u> <u>○標識(サイン)などは、景観特性に応じた秩序あるデザインとします。</u>																																					

新	旧	備考												
<p>②景観重点地区</p> <table border="1" data-bbox="201 317 1210 831"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="201 317 1210 352">整備に関する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="201 352 409 443"><u>方針</u></td> <td data-bbox="409 352 1210 443">○自然と調和した美しいまちなか景観を創出し、さらにその機能を先の世代に引き継ぎ、維持発展させていきます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 443 409 600"><u>レンガみち等</u></td> <td data-bbox="409 443 1210 600">○<u>レンガみち(町道駅前3号線、海岸2号線、海岸3号線)及びレンガみちの延長線(国道398号の歩道部)の舗装はレンガ舗装を基本とし、まちなみとの調和に配慮した形態とします。</u> ○<u>同上及び漁港(レンガみちの延長線)は、無電柱化に努めます。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 600 409 690"><u>法面</u></td> <td data-bbox="409 600 1210 690">○法面は、交通安全上、防災上等やむを得ない場合を除き、緑化に努めます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 690 409 781"><u>照明</u></td> <td data-bbox="409 690 1210 781">○夜間のまちなみの雰囲気をおかみのあるものにするため、照明施設の光色は3000ケルビン程度とするよう努めます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 781 409 831"><u>サイン</u></td> <td data-bbox="409 781 1210 831">○標識(サイン)などは、景観特性に応じた秩序あるデザインとします。</td> </tr> </tbody> </table>	整備に関する事項		<u>方針</u>	○自然と調和した美しいまちなか景観を創出し、さらにその機能を先の世代に引き継ぎ、維持発展させていきます。	<u>レンガみち等</u>	○ <u>レンガみち(町道駅前3号線、海岸2号線、海岸3号線)及びレンガみちの延長線(国道398号の歩道部)の舗装はレンガ舗装を基本とし、まちなみとの調和に配慮した形態とします。</u> ○ <u>同上及び漁港(レンガみちの延長線)は、無電柱化に努めます。</u>	<u>法面</u>	○法面は、交通安全上、防災上等やむを得ない場合を除き、緑化に努めます。	<u>照明</u>	○夜間のまちなみの雰囲気をおかみのあるものにするため、照明施設の光色は3000ケルビン程度とするよう努めます。	<u>サイン</u>	○標識(サイン)などは、景観特性に応じた秩序あるデザインとします。		<p>景観計画【P54】</p>
整備に関する事項														
<u>方針</u>	○自然と調和した美しいまちなか景観を創出し、さらにその機能を先の世代に引き継ぎ、維持発展させていきます。													
<u>レンガみち等</u>	○ <u>レンガみち(町道駅前3号線、海岸2号線、海岸3号線)及びレンガみちの延長線(国道398号の歩道部)の舗装はレンガ舗装を基本とし、まちなみとの調和に配慮した形態とします。</u> ○ <u>同上及び漁港(レンガみちの延長線)は、無電柱化に努めます。</u>													
<u>法面</u>	○法面は、交通安全上、防災上等やむを得ない場合を除き、緑化に努めます。													
<u>照明</u>	○夜間のまちなみの雰囲気をおかみのあるものにするため、照明施設の光色は3000ケルビン程度とするよう努めます。													
<u>サイン</u>	○標識(サイン)などは、景観特性に応じた秩序あるデザインとします。													

新	旧	備考																						
<p>(2) <u>施設別の整備に関する事項</u></p> <p>① <u>道路</u></p> <p>○道路は、周辺の自然地形とも調和することで、地域の魅力を高める重要な役割を担っていることから、周辺の自然地形になじむ形状や配置に努め、調和のとれた美しい道路景観の形成を目指します。</p> <p>○道路は、沿道の建築物や土地利用と一体となって地域の景観を印象付ける重要な役割を担っていることから、地域特性や周辺景観に調和した道路景観整備に努めます。</p> <p>○道路景観は様々な要素の組み合わせにより形成されていることから、個々の要素の整備の際には、華美な装飾を避け、他の要素と調和したデザイン及び色彩とし、一体的な景観の形成に努めます。</p> <p>② <u>河川</u></p> <p>○河川の整備にあたっては、地域の景観の骨格を形成し、豊かな水辺空間を提供するよう努めます。</p> <p>○河川としての必要な機能や安全性を確保しつつ、河川環境を保全し、市民の憩いの場となる親水空間の創出、緑化、広場や歩道の設置など、質の高い河川空間の整備に努めるとともに、適正な維持管理を行います。</p> <p>③ <u>漁港</u></p> <p>○漁港施設は、背景となる海との関係に十分な配慮を行い、空間として一体的な美しさを演出するように努めます。</p> <p>④ <u>公園、広場、町有施設敷地</u></p> <p>○東日本大震災からの復興事業において眺望軸として設定された通路について、海への眺望又は視界が確保されるように努め、眺望景観を維持します。</p>	<p>(2) <u>道路の整備に関する事項</u></p> <table border="1" data-bbox="1418 321 2436 1213"> <thead> <tr> <th></th> <th>整備に関する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>方針</td> <td>○道路は、周辺の自然地形とも調和することで、地域の魅力を高める重要な役割を担っていることから、周辺の自然地形になじむ形状や配置に努め、調和のとれた美しい道路景観の形成を目指します。 ○道路は、沿道の建築物や土地利用と一体となって地域の景観を印象付ける重要な役割を担っていることから、地域特性や周辺景観に調和した道路景観整備に努めます。 ○道路景観は様々な要素の組み合わせにより形成されていることから、個々の要素の整備の際には、華美な装飾を避け、他の要素と調和したデザイン及び色彩とし、一体的な景観の形成に努めます。</td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td>○道路特性や地域特性に配慮したデザイン、色彩及び素材とし、まちなみや沿道景観と一体となった整備を行います。</td> </tr> <tr> <td>防護柵・落石防止柵</td> <td>○道路特性や周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性及び統一性の確保に努めます。</td> </tr> <tr> <td>法面・擁壁</td> <td>○法面・擁壁をつくる場合、自然地形とのスムーズな連続性に配慮します。 ○できる限り巨大、長大にならないよう配慮します。やむを得ない場合は、緑化や形態等の工夫により圧迫感の軽減や周辺景観との調和に努めます。 ○コンクリートを使用する場合は、自然石を模すことは避けます。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○標識類、照明類等の道路付属物は、周辺景観と調和したデザイン、色彩及び規模とし、輻輳しないように配置します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <u>公園、広場、町有施設敷地の整備に関する事項</u></p> <table border="1" data-bbox="1418 1325 2436 1724"> <thead> <tr> <th></th> <th>整備に関する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>方針</td> <td>○東日本大震災からの復興事業において眺望軸として設定された通路について、海への眺望又は視界が確保されるように努め、眺望景観を維持します。</td> </tr> <tr> <td>防護柵等</td> <td>○管理者が異なる区間では、形状、色彩の連続性を確認することを基本とします。</td> </tr> <tr> <td>照明</td> <td>○アームの無いシンプルな照明柱を基本とします。</td> </tr> <tr> <td>サイン</td> <td>○標識(サイン)などは、景観特性に応じた秩序あるデザインとします。 ○敷地内の電線類の地中化に努めます。</td> </tr> </tbody> </table>		整備に関する事項	方針	○道路は、周辺の自然地形とも調和することで、地域の魅力を高める重要な役割を担っていることから、周辺の自然地形になじむ形状や配置に努め、調和のとれた美しい道路景観の形成を目指します。 ○道路は、沿道の建築物や土地利用と一体となって地域の景観を印象付ける重要な役割を担っていることから、地域特性や周辺景観に調和した道路景観整備に努めます。 ○道路景観は様々な要素の組み合わせにより形成されていることから、個々の要素の整備の際には、華美な装飾を避け、他の要素と調和したデザイン及び色彩とし、一体的な景観の形成に努めます。	舗装	○道路特性や地域特性に配慮したデザイン、色彩及び素材とし、まちなみや沿道景観と一体となった整備を行います。	防護柵・落石防止柵	○道路特性や周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性及び統一性の確保に努めます。	法面・擁壁	○法面・擁壁をつくる場合、自然地形とのスムーズな連続性に配慮します。 ○できる限り巨大、長大にならないよう配慮します。やむを得ない場合は、緑化や形態等の工夫により圧迫感の軽減や周辺景観との調和に努めます。 ○コンクリートを使用する場合は、自然石を模すことは避けます。	その他	○標識類、照明類等の道路付属物は、周辺景観と調和したデザイン、色彩及び規模とし、輻輳しないように配置します。		整備に関する事項	方針	○東日本大震災からの復興事業において眺望軸として設定された通路について、海への眺望又は視界が確保されるように努め、眺望景観を維持します。	防護柵等	○管理者が異なる区間では、形状、色彩の連続性を確認することを基本とします。	照明	○アームの無いシンプルな照明柱を基本とします。	サイン	○標識(サイン)などは、景観特性に応じた秩序あるデザインとします。 ○敷地内の電線類の地中化に努めます。	<p>景観計画【P55】</p> <p>「河川」、「漁港」の項目を追加</p>
	整備に関する事項																							
方針	○道路は、周辺の自然地形とも調和することで、地域の魅力を高める重要な役割を担っていることから、周辺の自然地形になじむ形状や配置に努め、調和のとれた美しい道路景観の形成を目指します。 ○道路は、沿道の建築物や土地利用と一体となって地域の景観を印象付ける重要な役割を担っていることから、地域特性や周辺景観に調和した道路景観整備に努めます。 ○道路景観は様々な要素の組み合わせにより形成されていることから、個々の要素の整備の際には、華美な装飾を避け、他の要素と調和したデザイン及び色彩とし、一体的な景観の形成に努めます。																							
舗装	○道路特性や地域特性に配慮したデザイン、色彩及び素材とし、まちなみや沿道景観と一体となった整備を行います。																							
防護柵・落石防止柵	○道路特性や周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性及び統一性の確保に努めます。																							
法面・擁壁	○法面・擁壁をつくる場合、自然地形とのスムーズな連続性に配慮します。 ○できる限り巨大、長大にならないよう配慮します。やむを得ない場合は、緑化や形態等の工夫により圧迫感の軽減や周辺景観との調和に努めます。 ○コンクリートを使用する場合は、自然石を模すことは避けます。																							
その他	○標識類、照明類等の道路付属物は、周辺景観と調和したデザイン、色彩及び規模とし、輻輳しないように配置します。																							
	整備に関する事項																							
方針	○東日本大震災からの復興事業において眺望軸として設定された通路について、海への眺望又は視界が確保されるように努め、眺望景観を維持します。																							
防護柵等	○管理者が異なる区間では、形状、色彩の連続性を確認することを基本とします。																							
照明	○アームの無いシンプルな照明柱を基本とします。																							
サイン	○標識(サイン)などは、景観特性に応じた秩序あるデザインとします。 ○敷地内の電線類の地中化に努めます。																							

新	旧	備考												
	<p data-bbox="1380 241 2448 283"><u>(4) レンガみち（町道駅前3号線～町道海岸3号線）周辺の整備に関する事項</u></p> <table border="1" data-bbox="1427 315 2436 821"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1427 315 2436 352">整備に関する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1427 352 1635 478"><u>方針</u></td> <td data-bbox="1635 352 2436 478">○美しい自然、歴史や風土を大切にしながら、居心地の良い商業空間の創造と保全を図り、もって魅力とコミュニティあふれる快適な商業街区を実現します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 478 1635 583"><u>舗装</u></td> <td data-bbox="1635 478 2436 583">○道路の舗装は、煉瓦舗装を基本とし、まちなみとの調和に配慮した形態意匠とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 583 1635 688"><u>緑化</u></td> <td data-bbox="1635 583 2436 688">○可能な限り街路樹や植栽帯を設置し、周辺景観や幅員構成に応じた樹種の選定に努めます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 688 1635 751"><u>サイン</u></td> <td data-bbox="1635 688 2436 751">○標識(サイン)などは、景観特性に応じた秩序あるデザインとします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 751 1635 821"><u>電柱、電信柱</u></td> <td data-bbox="1635 751 2436 821">○無電柱化の維持に努めます。</td> </tr> </tbody> </table>	整備に関する事項		<u>方針</u>	○美しい自然、歴史や風土を大切にしながら、居心地の良い商業空間の創造と保全を図り、もって魅力とコミュニティあふれる快適な商業街区を実現します。	<u>舗装</u>	○道路の舗装は、煉瓦舗装を基本とし、まちなみとの調和に配慮した形態意匠とします。	<u>緑化</u>	○可能な限り街路樹や植栽帯を設置し、周辺景観や幅員構成に応じた樹種の選定に努めます。	<u>サイン</u>	○標識(サイン)などは、景観特性に応じた秩序あるデザインとします。	<u>電柱、電信柱</u>	○無電柱化の維持に努めます。	<p data-bbox="2585 247 2792 289">景観計画【P56】</p>
整備に関する事項														
<u>方針</u>	○美しい自然、歴史や風土を大切にしながら、居心地の良い商業空間の創造と保全を図り、もって魅力とコミュニティあふれる快適な商業街区を実現します。													
<u>舗装</u>	○道路の舗装は、煉瓦舗装を基本とし、まちなみとの調和に配慮した形態意匠とします。													
<u>緑化</u>	○可能な限り街路樹や植栽帯を設置し、周辺景観や幅員構成に応じた樹種の選定に努めます。													
<u>サイン</u>	○標識(サイン)などは、景観特性に応じた秩序あるデザインとします。													
<u>電柱、電信柱</u>	○無電柱化の維持に努めます。													

新	旧	備考
<p>2. 良好な景観形成推進の取組</p> <p>景観形成推進の基本的な考えに基づき、以下の取組を進めます。</p> <p>(1) 事前協議による円滑で良好な景観形成</p> <p>設計が完了してからの工事着工 30 日前の法定届出のほかに、計画・設計段階における事前協議制度を設け、景観形成における円滑な協議・調整と良好な景観形成の実現を図ります。</p> <p>(2) 良好な景観づくりのための専門家等の参加</p> <p>専門家にアドバイスを聴く仕組みとして、事前協議において都市景観の専門家の参加を実施します。景観行政団体である女川町が調整機関となり、専門家や都市再生推進法人、まちづくり団体などで構成される「<u> </u>景観まちづくり会議」を組織し、景観形成によるまちの価値向上と魅力的なまちづくりを行っていきます。</p> <p>【専門家等の参加のしくみ】</p>  <p>(3) 景観形成を先導する公共施設及び公共建築物等の整備</p> <p>公共施設は本町の景観の骨格となるものであり、女川町が管理する公共施設について、積極的に景観重要公共施設に位置づけるとともに、景観重要公共施設に準ずる公共施設である公園や公共建築物等の敷地は、景観重要公共施設と同様の景観形成を行っていくものとします。また、公共建築物等についても良好な景観を先導すべく整備していきます。</p>	<p>2. 良好な景観形成推進の取組</p> <p>景観形成推進の基本的な考えに基づき、以下の取組を進めます。</p> <p>(1) 事前協議による円滑で良好な景観形成</p> <p>設計が完了してからの工事着工 30 日前の法定届出のほかに、計画・設計段階における事前協議制度を設け、景観形成における円滑な協議・調整と良好な景観形成の実現を図ります。</p> <p>(2) 良好な景観づくりのための専門家等の参加</p> <p>専門家にアドバイスを聴く仕組みとして、事前協議において都市景観の専門家の参加を実施します。景観行政団体である女川町が調整機関となり、専門家や都市再生推進法人、まちづくり団体などで構成される「<u>(仮称)女川町</u>景観まちづくり会議」を組織し、景観形成によるまちの価値向上と魅力的なまちづくりを行っていきます。</p> <p>【専門家等の参加のしくみ】</p>  <p>(3) 景観形成を先導する公共施設及び公共建築物等の整備</p> <p>公共施設は本町の景観の骨格となるものであり、女川町が管理する公共施設について、積極的に景観重要公共施設に位置づけるとともに、景観重要公共施設に準ずる公共施設である公園や公共建築物等の敷地は、景観重要公共施設と同様の景観形成を行っていくものとします。また、公共建築物等についても良好な景観を先導すべく整備していきます。</p>	<p>景観計画【P58】</p> <p>会議名称を「景観まちづくり会議」に統一</p>